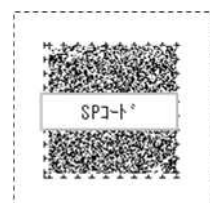


次期総合計画基本計画 (案)

相模原市



目次

第1章	基本計画の推進に当たって	- 2
	(1) 協働によるまちづくり	
	(2) 暮らし満足度を高めるまちづくり	
	(3) 次代につなぐまちづくり	
第2章	施策分野別基本計画	- 5
1	施策分野別基本計画とは	
2	施策の構成	
3	施策とSDGsの関連	
4	施策一覧	
	目指すまちの姿 夢と希望を持って成長できるまち	- 8
	目指すまちの姿 笑顔で健やかに暮らせるまち	- 17
	目指すまちの姿 安全で安心な暮らしやすいまち	- 31
	目指すまちの姿 活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち	- 43
	目指すまちの姿 人と自然が共生するまち	- 64
	目指すまちの姿 多様な主体との連携・協働により持続的に発展するまち	- 79
第3章	分野横断的に取り組む重点テーマ	- 87
1	重点テーマの設定について	
2	重点テーマ	
	(1) 少子化対策	
	(2) 雇用促進対策	
	(3) 中山間地域対策	
3	参考指標	
4	重点テーマを形づくる施策	
5	第2次総合戦略の体系	

第1章 基本計画の推進に当たって

基本計画に定める施策の推進に当たり、基本的な方針を次のとおり定めます。

(1) 協働によるまちづくり

シビックプライドの醸成

市民一人ひとりの、シビックプライドを向上させることは、協働によるまちづくりを進めるに当たっての根源となる重要な要素であるとともに、市外の多くの人への魅力の発信にもつながり、関係・交流人口の拡大を通じた新たな担い手の掘り起こしに寄与します。

こうしたことから、自らの意思による自発的なまちづくりへの参加が促進されるよう、シビックプライドの醸成が図られる取組を推進します。

協働による施策の推進

協働による施策を推進するためには、市民と市が相互に理解し合い、目的や役割分担を共有し、対等な関係の下、自主的に行動することが大切であり、こうした考えの下、市民の力を最大限に生かした創意と工夫があふれる皆で担う地域社会の実現に向けた取組を推進します。

多様な主体のまちづくりへの参加と主体間の連携の推進

市政情報を積極的・効果的に発信するとともに、市民と行政の対話の機会を充実させることにより、市政への積極的な市民参加を促進します。

また、まちづくりを担う様々な主体が、皆で地域を支え合う意識の下に、更なる連携・協働を進め、「協働によるまちづくり」を推進します。

シビックプライド

市民が都市（まち）に対して持つ「誇り」や「愛着」や「共感」のことで、まちをより良い場所にするために関わっているという意識を伴う、ある種の当事者意識に基づく自負心のこと

【出典：読売広告社都市生活研究所『シビックプライド - 都市のコミュニケーションをデザインする』】

(2) 暮らし満足度を高めるまちづくり

成果重視の行政運営（P D C Aサイクルの推進）

常に最適な行政サービスを提供し、市民の暮らし満足度を高めていくため、基本計画に掲げた施策や事業の実現に向けて、達成すべき成果目標を客観的なデータも活用し明確化した上で、市民の視点による検証・評価を行います。また、その結果、明らかになった課題を事業展開に反映するため、徹底した事務事業の見直しなどを分野横断的な視点を持って行うことでP D C Aサイクルを効果的に機能させ成果重視の行政運営を推進します。

持続可能な都市経営に向けた財政基盤の強化

市税収入の確保や将来の税源かん養に資する取組などにより歳入確保を図るとともに、施策目的の達成に必要な事業の精査や手法の見直しを徹底することなどにより歳出の適正化を図ること、財政規律を維持し、内外の環境変化に柔軟に対応しながら、安定的に質の高い行政サービスを提供することのできる持続可能な都市経営に向けて財政基盤の強化を図ります。

行政サービスを担う職員の政策形成能力と組織力の向上

組織としての力を最大限に高め、高度化・多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応するため、職員一人ひとりの庁内横断的な政策形成能力や課題解決能力、情報処理・活用能力などの向上を図り、高い意識と使命感を持って主体的かつ迅速に取り組むことのできる職員を育成するとともに、限られた人的資源を効果的に配置し、職員一人ひとりの能力が最大限に発揮できる組織運営に取り組みます。

行政サービスの向上に向けた広域行政や地方分権の推進

他の指定都市や近隣自治体などとの連携により、広域的な行政課題に取り組み、行政サービスの向上や行政運営の効率化を図るとともに、首都圏南西部の発展をリードします。

また、本市が持つ能力と指定都市の権限を最大限発揮できるよう地方分権を力強く推進します。

(3) 次代につなぐまちづくり

SDGsを踏まえた施策の推進

国連において採択された、「2030アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標(SDGs)」は、国際社会全体の普遍的な目標であり、国が定めた実施指針においても、地方自治体による積極的な取組を求めています。

基本計画の推進に当たっては、SDGsの理念や目標を踏まえ、「誰一人取り残さない」持続可能な地域社会の実現に向けて、普遍的な価値としての人権の尊重とジェンダー平等の実現を分野横断的な視点として確保するとともに、経済・社会・環境の三分野全てにおける関連課題との相互関連性・相乗効果を重視しつつ、多様な主体との連携・協働による総合的解決の視点を持って取組を進めます。

【SDGsの17のゴール】



国土強靱化の推進

国が定めた国土強靱化基本計画の理念を踏まえ、大規模自然災害が頻発する状況下においても、人命の保護を最大限図るなどの基本目標を達成するため、総合的な取組を通じて「起きてはならない最悪の事態」に陥らないよう、事前防災・減災と迅速な復旧・復興を図ることができる強くなやかなまちづくりを進めます。

新たな担い手の育成

少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少などに伴い、行政が持つ予算や人員などの経営資源を維持していくことがこれまで以上に困難となることを見込まれる中、地域活動団体・企業・NPOなど、多様な主体が分野を横断して地域課題の解決に取り組むコミュニティづくりと新たな担い手の育成を進めます。

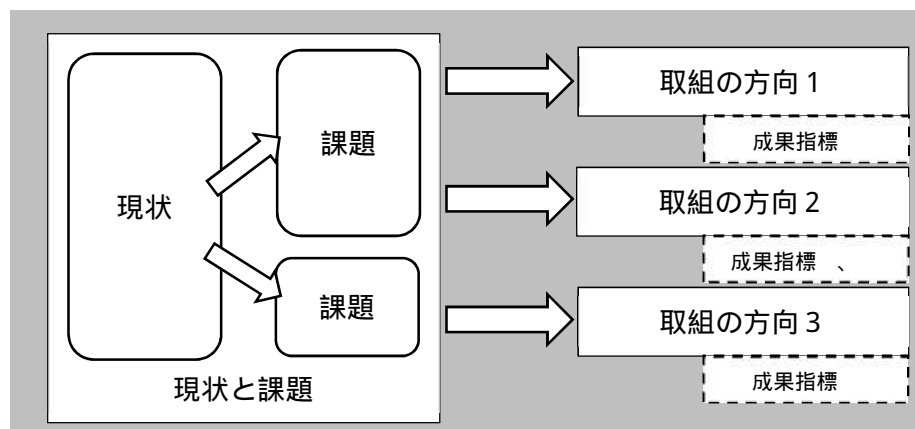
第2章 施策分野別基本計画

1 施策分野別基本計画とは

施策分野別基本計画は、基本構想に定める将来像「潤いと活力に満ち笑顔と希望があふれるまちさがみはら」と6の目指すまちの姿を実現するため、17の政策に基づき取り組む施策を示したものです。

2 施策の構成

【施策の構成イメージ】



施策ごとに、本市の現状と課題、課題解決に向けた取組の方向を掲載しています。

さらに、取組の方向ごとに進捗状況を測るための成果指標と、成果指標の具体的な目標値を設定しています。また、その達成状況によって手段（事業）を見直せるよう進行管理を行います。

目標値は、原則として市民アンケート調査によるものは令和元年度、それ以外のは平成30年度を基準値とし、令和5年度を中間目標、令和9年度を最終目標として全〇指標を設定しています。

3 施策とSDGsの関連

各施策においてゴールを意識して取り組むとともに、各施策がどのゴールと深い関りがあるかを分かりやすく示すため、施策に対応するゴール・ターゲットと施策推進の効果により副次的に推進が見込まれるゴールを表示しました。

また、施策に対応するゴールについては、関連するターゲットがない場合でも、ゴールの内容と方向性が同様である施策については、その関連を示しています。

4 施策一覧

夢と希望を持って成長できるまち

- 1 子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります
 - 1 子どもを生き育てやすい環境の整備9
 - 2 子ども・若者の育成支援11
- 2 生涯にわたる豊かな学びの機会をつくります
 - 3 幼児教育・学校教育の推進12
 - 4 家庭や地域における教育力の向上14
 - 5 生涯学習・社会教育の振興15

笑顔で健やかに暮らせるまち

- 3 共に支え合い、いきいきと暮らせる社会をつくります
 - 6 地域福祉の推進18
 - 7 生活に困窮する人の自立支援20
 - 8 地域包括ケアシステムの充実と高齢者の社会参加に向けた取組の推進21
 - 9 障害のある人の地域生活の支援と社会参加に向けた取組の推進23
- 4 健康で心豊かに暮らせる社会をつくります
 - 10 健康づくりの推進25
 - 11 医療体制の充実27
- 5 個性が尊重され、人権を認め合う社会をつくります
 - 12 多文化共生の推進と世界平和の尊重28
 - 13 人権の尊重と男女共同参画の推進29

安全で安心な暮らしやすいまち

- 6 災害に強い都市基盤と地域社会をつくります
 - 14 災害対策の推進32
 - 15 消防力の強化34
- 7 安全で安心な市民生活を守ります
 - 16 保健衛生体制の充実36
 - 17 防犯や交通安全・消費者保護対策の推進38
- 8 暮らしやすい住環境と魅力ある景観をつくります
 - 18 暮らしやすい住環境の形成40
 - 19 魅力的な景観の形成42

活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち

- 9 活力と魅力あふれる都市をつくります
 - 20 都市機能の維持・充実と計画的な土地利用の推進44
 - 21 広域交通ネットワークの形成46
 - 22 安心して移動できる地域交通の形成47
 - 23 首都圏南西部における広域交流拠点の形成49
 - 24 市街地整備の推進と拠点の形成・活性化50
- 10 日本の経済を牽引する多様な産業を振興します
 - 25 国際的なビジネス拠点の形成と新たな社会経済の仕組みの構築51
 - 26 誰もが働きやすい環境の整備53
 - 27 商業の振興54
 - 28 観光交流都市の形成55
 - 29 持続可能な力強い農業の確立57
- 11 基地全面返還の実現を目指します
 - 30 基地の早期返還の実現59
- 12 文化、スポーツに親しみ、活力と交流が生まれる環境をつくります
 - 31 スポーツの推進とスポーツを通じた活力あふれるまちづくりの実現60
 - 32 文化の振興と文化を通じた活力の創出62

人と自然が共生するまち

1 3	地球にやさしい社会をつくります	
3 3	温室効果ガスの削減と気候変動への適応65
3 4	環境を守る体制の充実67
3 5	循環型社会の形成69
3 6	廃棄物の適正処理の推進71
1 4	恵み豊かな自然環境を守り育てます	
3 7	水源環境と森林環境の保全・再生・活用72
3 8	野生鳥獣の適正な管理74
3 9	生物多様性の保全と活用76
1 5	やすらぎと潤いがあふれる生活環境をつくります	
4 0	生活環境の保全77
4 1	公園や身近な自然の適正な管理・利活用と都市緑化の推進78

多様な主体との連携・協働により持続的に発展するまち

1 6	いきいきとした地域コミュニティをつくります	
4 2	多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進80
4 3	区制を生かした魅力あるまちづくりの推進81
1 7	持続可能な行財政運営を行います	
4 4	効率的な行政サービスの提供82
4 5	市民と行政のコミュニケーションの充実84
4 6	公共施設マネジメントの取組の推進85
4 7	戦略的なシティプロモーション86

目指すまちの姿

夢と希望を持って成長できるまち

政策1 子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくれます

施策1 子どもを生き育てやすい環境の整備

施策2 子ども・若者の育成支援

政策2 生涯にわたる豊かな学びの機会をつくれます

施策3 幼児教育・学校教育の推進

施策4 家庭や地域における教育力の向上

施策5 生涯学習・社会教育の振興

施策1 子どもを生き育てやすい環境の整備

現状と課題

保護者の就労環境の変化に対応するため、子どもを必要な時に預けることができるよう、保育所・児童クラブの待機児童対策などを推進し、子育てしやすい環境の整備を進めている一方で、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭の孤立感、負担感が大きくなっています。

こうした中、子どもを生き育てることに喜びを感じながら、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、地域で子育てを支える環境づくりを進めるとともに、母子保健のさらなる充実や、多様化する保育ニーズへの対応、障害のある子どもに対する相談や療育の支援体制の充実など、福祉・医療・教育等の関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組む必要があります。

取組の方向

1 安心して妊娠・出産できる環境の整備

妊産婦のケアや乳幼児の健康、発育・発達、親の育児などを支援する環境を整え、母子保健の充実や家庭の経済的な負担の軽減を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組めます。

2 子育て支援の充実

地域で子育てを支援する人材の育成、親子が気軽に相談や情報交換することができる場を充実させ、子育ての悩みや不安を抱え込まないよう環境づくりを推進するとともに、保育所及び児童クラブの施設整備、人材確保などによる待機児童の解消や、質の向上に向けた取組を推進します。

また、子どもの医療費の助成や手当の支給などにより、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るとともに、様々な家庭の環境に応じた子育て支援の充実に取り組めます。





3 障害のある子どもへの支援の充実（施策9再掲）

障害のある子どもに対する相談機能とサービス支援の充実により、障害を早期に発見し適切な療育を行うとともに、民間療育支援施設への技術支援の充実や関係機関との連携体制を構築するなど、医療的ケア児や重症心身障害児を含め障害のある子どもやその家族が身近な地域で安心して生活できる環境づくりやライフステージに応じた切れ目のない支援を進めます。

成果指標

指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
妊娠届出時の保健師面接率 妊娠届出時に保健師と面接している割合を測ることで、必要な情報や相談先の提供、早期の相談が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 1）			増加
産婦健康診査の受診率 産婦健康診査の受診率を測ることで、産後うつや新生児虐待予防などが図られているかを見る指標（対応する取組の方向 1）			増加
子育て広場の利用者数 子育て広場の利用者数を測ることで、親子が気軽に相談や情報交換することができる場の充実が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 2）			増加
保育所等利用待機児童数 保育所等における利用待機児童数を測ることで、子育て支援の充実が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 2）			減少
療育相談、発達障害相談者数（施策9再掲） 障害のある子どもやその家族が身近な地域で安心して生活できる環境づくりが図られているかを見る指標（対応する取組の方向 3）			増加

施策とSDGsの関連

対応する ゴール				ターゲット 1.2, 3.1, 3.2, 3.7, 3.8, 4.2, 4.5
				関連する 主なゴール   

施策2 子ども・若者の育成支援

現状と課題

子どもの権利条例の制定などにより、子どもが安全で安心して生活できる環境づくりが進んでいますが、核家族化や共働き世帯の増加、情報化社会の進展など、子ども・若者を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このため、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりや、若者が活躍できる環境づくりをより一層進めるほか、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援の充実を図る必要があります。

取組の方向

1 子どもが健やかに育ち、若者が活躍するための環境づくりの推進

地域や関係機関との連携を図りながら、放課後の子どもの居場所づくりや地域での交流・体験活動の機会の充実など、子どもが将来に夢や希望を持ち、健やかに成長するとともに、若者が活躍できる環境づくりを推進します。





2 困難を有する子ども・若者の支援の充実

児童虐待の防止、早期発見・早期対応を図り、虐待を受けた子どもが安心して生活できる環境づくりを進めるとともに、子どもの貧困対策の推進などにより、子ども・若者がその生まれ育った環境に左右されることなく、社会で活躍できるよう取組を推進します。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	児童クラブの確保提供量 (児童クラブにおいて受け入れることができる児童数)			増加
	児童クラブの確保提供量を測ることで、児童クラブへのニーズに対応が図られているかを見る指標(対応する取組の方向1)			
	児童館及びこどもセンターの利用者数			増加
	児童館及びこどもセンターの利用者数を測ることで、放課後の子どもの居場所づくりが図られているかを見る指標(対応する取組の方向1)			
	里親の登録者数			増加
	里親の登録者数を測ることで、困難を有する子ども・若者の支援の充実が図られているかを見る指標(対応する取組の方向2)			
	安全確認実施率 (虐待相談後、48時間以内に子どもの安全確認を行った割合)			維持
	虐待相談後、48時間以内に子どもの安全確認を行った割合を測ることで、児童虐待の早期発見・早期対応が図られているかを見る指標(対応する取組の方向2)			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	ターゲット
	関連する 主なゴール    

施策3 幼児教育・学校教育の推進

現状と課題

学習指導要領で求められる教育内容の充実をはじめ、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校、小学校と中学校の連携体制や、悩みを抱える子どもの相談支援体制の強化など、幼児教育・学校教育の充実を図ってきましたが、予測困難な時代を迎える中、子どもを取り巻く環境は複雑化・多様化しています。

このため、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援など、これまでの取組をより一層推進するとともに、幼児期から義務教育終了後までを見通した連続性のある学びにより、子どもの未来を切り拓く力を育成する必要があります。

取組の方向

1 未来を切り拓く力の育成

幼児期からの各発達段階に応じて、子どもが直面する課題解決のために必要な知識・技能を習得し、他者と協働しながら主体的に探究していく学びを推進することにより、社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現するための力を育成します。

2 共生社会の実現に向けた取組の推進

共生社会の実現に向けて、多様性や人権、命を尊重する子どもの心を育成するとともに障害、母語が外国語のほか、生まれ育った環境などにより様々な困難を抱える子どもや、不登校やいじめの状態にあり、悩みを抱える子どもを温かく支援するため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育などの取組を推進します。

3 教育環境の充実

幼児教育や学校教育に必要とされる人材の確保や、教員などに求められる資質能力の向上を図るとともに、教員が子どもに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、学校における働き方改革を推進し、教育現場の指導体制を充実します。

また、学校の施設、設備の充実や学校規模適正化の取組などにより、安全・安心で質の高い教育環境を整えます。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	自分には良いところがあると思う児童生徒の割合			増加
	自分には良いところがあると思う児童生徒の割合を測ることで、様々なことに挑戦しようとする意欲の源泉である自己肯定感が育まれているかを見る指標（対応する取組の方向 1）			
	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合			増加
	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合を測ることで、未来への前向きな気持ちや自分らしい生き方を実現しようとする意欲が育っているかを見る指標（対応する取組の方向 1）			
	基礎学力の定着度 (学習調査において目標値を達成する児童の割合)			増加
	児童の基礎学力の定着度を測ることで、子どもが直面する課題解決のために必要な知識・技能が習得できているかなどを見る指標（対応する取組の方向 1、3）			
	多様性を尊重できる児童生徒の割合 (人の得意なことや苦手なことを、その人らしさとして認めることができると思う児童生徒の割合)			増加
	子どもの多様性を尊重する心の育成が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 2）			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール		ターゲット	4.1,4.2,4.5,4.6,4.7,4.a
		関連する 主なゴール	

施策4 家庭や地域における教育力の向上

現状と課題

家庭教育は全ての教育の出発点ですが、地域コミュニティの希薄化や家庭環境の多様化に伴い、子どもの基本的な生活習慣や社会性の育成などに課題を抱える家庭や地域で孤立する家庭の増加が指摘されており、地域全体で家庭教育を支える取組が求められています。

また、子どもを取り巻く家庭や地域の状況の変化に加えて、学校が抱える課題も複雑化・多様化しており、その課題解決や未来を担う子どもの豊かな学びと成長のためには、学校と地域がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みづくりなど、地域全体で子どもの成長を支える取組が求められています。

取組の方向

1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

主体的に行動できる子どもの育成に向け、子どもの個性や可能性に気づき、認め、子どもに寄り添いながら歩むことができる担い手を育成するとともに、学校と地域がパートナーとして連携・協働するための仕組みづくりなど、地域全体で子どもの成長を支える取組を進めます。


2 家庭教育を支える取組の推進

子どもの基礎的な生活習慣の定着や社会性の育成に当たって重要となる家庭教育に関する学習機会を充実するとともに、身近な地域で家庭教育を支援する担い手を育成するなど、地域全体で家庭教育を支える取組を推進します。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	地域で子どもに関わる活動をしたことがある市民の割合			増加
	地域で子どもに関わる活動をしたことがある市民の割合を測ることで、地域全体で子どもの成長を支える取組が進んでいるかを見る指標（対応する取組の方向 1）			
	「家庭教育支援事業」の参加人数			増加
	「家庭教育支援事業」の参加人数を測ることで、家庭教育に関する学習機会の充実が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 2）			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール		ターゲット	4.1, 4.2
		関連する 主なゴール	

施策5 生涯学習・社会教育の振興

現状と課題

人生100年時代の到来など社会状況が変化する中、「学習機会を得ていると思う市民の割合」は向上しているものの、生涯にわたり学び、人生の可能性を広げて豊かに暮らせるよう、多様な学習ニーズに対応し、より一層様々な学習機会を提供する必要があります。

また、人口減少や少子高齢化、地域コミュニティの希薄化など地域を取り巻く環境が変化する中で、地域課題の解決に向けた学びを推進し、その成果を地域コミュニティの維持・活性化の活動につなげていくことが求められています。

取組の方向

1 生涯にわたって学び生かす学習機会の提供

市民一人ひとりの可能性を広げるため、生涯にわたって必要な知識や時代の変化に柔軟に対応できるスキルを身に付けることができるよう、大学や研究機関なども含めた様々な主体と連携し、多様で質の高い学習機会を提供します。

また、誰もが豊かな人生を暮らせるよう、学び始めるきっかけづくりや、仲間とつながりながら楽しく学び、学んだことを生かすことができる学習機会を提供します。

公民館や図書館、博物館などの生涯学習・社会教育施設においては、それぞれ機能の充実を図ります。

2 地域の学びを通じた絆づくり・地域づくりの促進

地域コミュニティの維持・活性化に取り組んでいくため、地域課題の解決に向けた学びを通じて、地域づくりを担う人材を育成するとともに、多様な主体と連携しながら、学んだ成果を地域での活動に生かす「学びと活動の好循環」により、多世代にわたる絆づくりや活気ある地域づくりを促進します。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	学習機会があると思う市民の割合 学習機会があると思っている市民の割合を測ることで、生涯にわたって学ぶ機会が提供できているかを見る指標（対応する取組の方向 1）			増加
	学習成果を生かしている市民の割合 学習成果を生かしている市民の割合を測ることで、学んだことを生かすことができる学習機会が提供できているかを見る指標（対応する取組の方向 1、2）			増加
	公民館をはじめとした社会教育事業の運営に新たに携わった市民の人数（累計数） 社会教育事業の運営に新たに携わった市民の人数を測ることで、地域づくりを担う人材の育成・充実が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 2）			増加

施策とSDGsの関連

対応する ゴール		ターゲット	4.5,4.7,4.a
		関連する 主なゴール	 

目指すまちの姿

笑顔で健やかに暮らせるまち

政策3 共に支え合い、いきいきと暮らせる社会をつくります

- 施策6 地域福祉の推進
- 施策7 生活に困窮する人の自立支援
- 施策8 地域包括ケアシステムの充実と高齢者の社会参加に向けた取組の推進
- 施策9 障害のある人の地域生活の支援と社会参加に向けた取組の推進

政策4 健康で心豊かに暮らせる社会をつくります

- 施策10 健康づくりの推進
- 施策11 医療体制の充実

政策5 個性が尊重され、人権を認め合う社会をつくります

- 施策12 多文化共生の推進と世界平和の尊重
- 施策13 人権の尊重と男女共同参画の推進

施策6 地域福祉の推進

現状と課題

身近な地域における支え合い活動の中心となるサロンの増加など、地域住民が支え合うための体制が充実してきている一方、ひとり暮らしの高齢者の増加やコミュニティの希薄化により、高齢者、障害のある人、生活に困窮する人、ひきこもり状態にある人など、生活に課題を抱えたり支援を必要としている方が、地域で孤立したり、制度の狭間で支援に結びつきにくいなどの課題があります。

このため、誰もが住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らせるよう、福祉サービスなどを利用しながら、市民が世代や分野、「支え手」「受け手」という関係を超えて、相互に支え合う地域共生社会を実現することが必要です。また、誰もが快適な日常生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、公共施設、公共交通などのハード面、情報、コミュニケーションなどのソフト面の両面におけるバリアフリー化の推進が必要です。

取組の方向

1 福祉コミュニティづくりと包括的な支援体制の整備

福祉への理解と意識の向上を図るとともに、地域の課題解決に向けて、参加と連携により地域全体で支え合う福祉コミュニティづくりを進めます。また、地域における複雑・多様化した課題の解決に向けて、高齢、障害、子育てなどの各福祉分野が連携して支援に取り組むとともに、包括的な支援体制の整備を進め、地域共生社会の実現を目指します。







2 バリアフリーによる福祉のまちづくりの推進

誰もが公共施設、公共交通などを快適に利用できるよう、道路、公園、駅、住宅などのバリアフリー化を進めるなど、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、福祉のまちづくりの推進に取り組みます。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	福祉コミュニティづくりの推進度 (地域で互いに助け合い、支え合っていると思う市民の割合) 地域全体で支え合う福祉コミュニティづくりが進んでいるかを見る指標 (対応する取組の方向 1)			増加
	「地域住民による相談窓口」の機能を持つ地区の数 (地域における困り事の相談を受け止める、地区ボランティアセンターなどの「地域住民による相談窓口」の機能を持つ地区の数) 地域全体で支え合う福祉コミュニティづくりが進んでいるかを見る指標 (対応する取組の方向 1)			増加
	バリアフリー化に満足している市民の割合 誰もが快適な日常生活を送ることができる福祉のまちづくりに向けた取組が進んでいるかを見る指標 (対応する取組の方向 2)			増加

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 	ターゲット	11.2, 11.7, 16.7
		関連する 主なゴール	   

施策7 生活に困窮する人の自立支援

現状と課題

社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至る要因が複雑・多様化しており、自ら解決することが困難である場合も少なくないため、安心して日常生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズに応じた支援を行い課題の解決を図るとともに、生活保護制度の利用が必要となった場合には、適正な保護を実施し生活を保障するとともに、自立に向けた支援を進める必要があります。

また、子ども・若者の将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、そして貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、ひとり親家庭等の自立の支援や子どもの居場所づくりなどを進める必要があります。

取組の方向

1 生活の安定と自立に向けた支援

相談支援などの自立支援の取組や、関係機関や地域との連携による支援体制の構築により、生活に困窮し支援を必要としている人の自立を促進し、生活の安定を図ります。また、ひとり親家庭等の自立や、子どもの居場所づくりの取組を支援します。

2 生活保護制度利用世帯への支援

生活保護制度による支援を必要とする世帯に対して、適正な保護を実施するとともに、相談・支援体制の充実を図り、自立を促進します。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	就労支援の決定率 (生活困窮者自立支援相談窓口で相談を受けた者のうち、就労支援が決定した割合) 相談者のニーズ等に応じた自立支援が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 1)			増加
	就労支援事業の参加率 (就労支援事業の対象となる生活保護制度利用者のうち、就労支援事業に参加した割合) 生活保護制度利用者のニーズ等に応じた自立支援が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 2)			増加

施策とSDGsの関連

対応する ゴール		ターゲット	1.3, 1.b
		関連する 主なゴール	   

施策 8 地域包括ケアシステムの充実と高齢者の社会参加に向けた取組の推進

現状と課題

超高齢社会において、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加に加え、8050問題や育児と介護のダブルケアなどの複合的な課題も生じている中、誰もが住み慣れた地域で、自立した日常生活を生きがいを持って営むための取組が求められています。

このため、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援が包括的かつ継続的に提供されるとともに、高齢者等を地域全体で支え合う「地域包括ケアシステム」の充実や、地域活動への参加や就労の支援などの社会参加に向けた取組の推進が必要です。

取組の方向

1 地域包括ケアシステムの充実

ひとり暮らしの高齢者や介護家族などへの適切な支援が行われるよう、日常生活圏域において、地域包括支援センターを中心に、高齢者等を見守り、支える地域づくりを推進します。さらに、在宅医療・介護の連携や高齢者等の権利擁護、自立支援、介護予防と重度化防止の取組を進めるとともに、住民主体による支え合いの活動や身近な通いの場の普及、外出しやすい環境の整備などの取組も進め、地域全体で支え合う「地域包括ケアシステム」の充実を図ります。

2 認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進

共生と予防の取組に重点を置き、当事者の視点に立った普及啓発と支援を行うとともに、適時・適切な医療、介護などの提供を行う地域ネットワークの整備・強化を図り、認知症の人とその家族にやさしい地域づくりを推進します。

3 介護サービス基盤の充実

介護を支える人材の確保・定着・育成のための取組や介護サービスの質の向上を図るとともに、安定的な介護サービスの供給体制を確保することで、高齢者が安心して介護サービスを受けることができる基盤の充実を図ります。


4 高齢者の社会参加と生きがいづくりに向けた取組の推進

高齢者が長年培ってきた技能・知識・経験を生かすことができるよう、ボランティア活動や世代間交流、伝統文化伝承活動などを支援する環境づくりを進めるとともに、関係機関などとの連携による就労支援を図り、高齢者の社会参加と生きがいづくりに向けた取組を推進します。

成果指標

指標と説明		基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
要支援・要介護認定の新規申請者の平均年齢				上昇
介護予防の取組の推進が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 1)				
相談相手がいる高齢者の割合 (家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手がいる高齢者の割合)				増加
高齢者等を見守り、支える地域づくりを推進されているかを見る指標(対応する取組の方向 1)				
認知症サポーターの養成数				増加
認知症の人とその家族にやさしい地域づくりが推進されているかを見る指標(対応する取組の方向 1.2)				
介護人材の充足率				増加
高齢者が安心して介護サービスを受けることができる基盤の充実が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 1.3)				
生きがいがあると感じている高齢者の割合				増加
高齢者の社会参加や生きがいづくりに向けた取組の推進が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 1.4)				

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 3 すべての人に健康と福祉を	 8 働きがいも経済成長も	 17 パートナシップで目標を達成しよう	ターゲット	8.5, 17.17
				関連する 主なゴール	  

施策9 障害のある人の地域生活の支援と社会参加に向けた取組の推進

現状と課題

国による制度改正に伴い障害福祉サービスなどの支援が充実し、サービス利用者の増加や地域生活への移行が図られている一方、障害の重度化や障害のある人の高齢化の進行など、障害のある人や家族を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、障害等に関する理解の促進、誰もが住み慣れた地域で自らの望む生活を営むためのサービスを提供できる体制の充実、就労環境の充実といった障害のある人の自立及び社会参加の支援などを総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会を実現することが求められています。

取組の方向

1 障害等に関する理解促進と権利擁護

広く市民に対して、障害のある人や障害者団体等と連携しながら、障害等に関する理解を促進することにより、障害の有無に関わらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に取り組みます。

2 障害のある人の地域生活の支援

障害特性などに応じた支援の充実、本人の意思を尊重した支援の提供など、障害のある人が安心して地域生活を送るための取組を進めます。

3 福祉人材の確保とサービスの質の向上

障害福祉サービス事業所やボランティア団体などにおける福祉人材の確保・定着に向けた取組を進めるとともに、研修などを通じた人材の育成などにより、質の高い福祉サービスの提供を図ります。

4 障害のある子どもへの支援の充実（施策1再掲）

障害のある子どもに対する相談機能とサービス支援の充実により、障害を早期に発見し適切な療育を行うとともに、民間療育支援施設への技術支援の充実や関係機関との連携体制を構築するなど、医療的ケア児や重症心身障害児を含め障害のある子どもやその家族が身近な地域で安心して生活できる環境づくりやライフステージに応じた切れ目のない支援を進めます。

5 障害のある人の就労環境の充実

障害福祉サービス事業所から一般企業への就労促進や就労継続支援事業所の工賃向上などの支援に取り組むとともに、障害のある人の市職員への雇用機会の拡大や、ハローワークなどの関係機関と連携した障害者雇用に向けた企業への働きかけなど、充実した就労環境づくりに取り組みます。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	普段の生活の中で障害のある人への対応や理解が進んでいると思う市民の割合 障害等に関する理解促進に向けた普及啓発が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1)			増加
	共同生活援助(グループホーム)の利用人数 障害のある人の地域生活の場となる共同生活援助(グループホーム)の利用人数を測ることで、安全で安心して地域生活を送るための取組が進んでいるかを見る指標(対応する取組の方向 2)			増加
	福祉研修センターの実施する研修を受講した障害福祉サービス事業所等従事者数 研修などを通じた人材の育成などにより、質の高い福祉サービスの提供が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 3)			増加
	療育相談、発達障害相談者数(施策1再掲) 障害のある子どもやその家族が身近な地域で安心して生活できる環境づくりが図られているかを見る指標(対応する取組の方向 4)			増加
	一般就労への移行人数 (障害福祉サービス事業所で就労訓練を受け、一般就労に結びついた人数) 一般就労に結びついた人数を測ることで、就労環境の充実が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 5)			増加

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 3 すべての人に健康と福祉を	 4 質の高い教育をみんなに	 8 働きがいも経済成長も	ターゲット	3.8, 4.2,4.3,4.5,4.a, 8.5,8.6, 10.2,10.3,11.7
	 10 人や国の不平等をなくそう	 11 住み続けられるまちづくりを			関連する 主なゴール

施策10 健康づくりの推進

現状と課題

心身の健康は日々を快適に過ごすために大切なものです。運動習慣を有する市民の割合が増えるなど、市民の健康への意識は高まっている一方、超高齢化の進行や生活習慣病の増加などの課題が生じています。

こうした中、市民が生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるよう、市民自らが健康状態を自覚し、積極的に健康の増進を図るとともに、そうした取組を地域社会全体が支えていくことが必要です。

また、自殺死亡率が減少傾向にあるものの依然として高いことから、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すとともに、うつ病や依存症などの精神疾患、ひきこもり状態などによる生きづらさや孤立に対する支援を含めて、市民の心の健康づくりに対する支援が求められています。

取組の方向

1 健康づくりと生活習慣病予防対策の充実

運動の習慣化や健康的な食習慣の形成など、市民が主体的に取り組む健康づくりへの支援や、地域、学校、企業などと連携した効果的な健康づくりの取組を進め、生活習慣病の発症と重症化の予防などを図ることで、市民一人ひとりが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことを目指します。






2 心の健康づくりと自殺総合対策の推進

うつ病や心の病に対する対策や、自殺の防止などを図るため、専門相談の体制づくりや普及啓発活動など、心の健康づくりに関する取組や自殺総合対策を推進します。

成果指標

指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
自分が健康であると感じている人の割合 市民一人ひとりが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすための取組が進んでいるかを見る指標(対応する取組の方向 1)			増加
健康のために取り組んでいることがある市民の割合 市民の健康づくりへの意識が向上し、積極的に健康の増進が図られているか見る指標(対応する取組の方向 1)			増加
健康診断の受診率 (1年間に健康診断を受けた人の割合) 市民の健康づくりへの意識が向上し、積極的に健康の増進が図られているか見る指標(対応する取組の方向 1)			増加
ゲートキーパーの養成数 自殺のサインに気づき、適切な対応を図ることのできるゲートキーパーの養成数を測ることで、自殺総合対策が推進されているかを見る指標(対応する取組の方向 2)			増加
精神疾患や心の健康に関して市に相談の窓口があることを知っている市民の割合 心の健康づくりに対する支援が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 2)			増加

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 3 すべての人に健康と福祉を	ターゲット	3.4 3.a 3.d
		関連する 主なゴール	   

施策 1 1 医療体制の充実

現状と課題

本市の医療体制は、医療関係団体と連携した初期から三次までの救急医療体制の確立により、安心して医療を受けられると感じている市民が増えてきている一方、超高齢化の進行による在宅医療や救急医療の需要の増大、中山間地域の地域医療体制の確保、疾病構造の変化に伴う医療需要への対応などの課題が生じています。

このため、充実した救急医療体制の確保や救命救急への理解に向けた啓発、医療従事者の確保・養成など、今後も市民が安心して医療を受けられるための取組が必要です。

取組の方向

1 地域医療体制の充実

病院や診療所などの医療機関相互の連携を促進することにより、疾病の状況に応じて適切な医療を受けることができる体制づくりを進めるとともに、総合的な診療能力を有する医師など地域医療を支える人材の確保や在宅医療への支援の充実を図り、かかりつけ医などの普及・定着に向けた取組を進めます。

2 救急医療体制の確保



初期救急医療機関から三次救急医療機関までの充実した救急医療体制の確保により、休日・夜間における急病患者に対し、適切な医療サービスを提供します。

また、救急業務の高度化を推進するとともに、メディカルセンター急病診療所や救急車の適正利用の普及啓発、救急隊の適正配置などにより、増加する救急需要への対応を進めます。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	かかりつけ医の普及率 (かかりつけ医を持っている市民の割合)			増加
	地域医療を支える人材の確保や在宅医療への支援の充実が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1.2)			
	救急隊員からの収容依頼3回以内で受け入れられた救急搬送者の割合			増加
	救急医療体制の確保が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 2)			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 3 すべての人に健康と福祉を	ターゲット	3.8
		関連する 主なゴール	 11 住み続けられるまちづくりを

施策 1 2 多文化共生の推進と世界平和の尊重

現状と課題

外国人市民の増加や定住化が進む中、国際交流や協力などの機会を通じて、市民の国際感覚の醸成と相互理解の促進を図り、誰もが暮らしやすく、活力ある地域社会を形成するための取組が求められています。

このため、異なる文化や習慣を尊重し合う多文化共生のまちづくりの推進を図る必要があります。また、世界には今なお紛争の絶えない地域が数多くあり、世界の恒久平和を実現することは、唯一の被爆国であるわが国だけに限らず、世界共通の願いです。

このため、より多くの市民の参加を得て平和意識の普及啓発を展開し、一人ひとりが国際社会の一員として、世界平和の実現を目指した社会づくりを進める必要があります。

取組の方向

1 多文化共生の推進

市民が異なる文化や考え方を尊重し、相互理解を深めていく中で、主体的に交流し、協働するとともに、国籍を問わず誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めます。

2 国際交流・国際協力の推進

市民、市民活動団体などが活発に交流を重ねる中で、市民一人ひとりの国際感覚の醸成や地域の活性化を図ります。

3 平和意識の普及啓発活動の推進

世界平和の実現に向け、核兵器廃絶平和都市宣言を踏まえた、「市民平和のつどい」の開催を通じ、平和意識の普及啓発を図るなど、世界平和に貢献する活動を進めます。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	多文化共生に取り組んだ市民の割合			増加
	国籍を問わず誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいるかを見る指標 (対応する取組の方向 1.2)			
	世界平和の実現に向けた取組に参加している市民の割合			増加
	平和意識の普及啓発により、世界平和に貢献する活動が進んでいるかを見る指標 (対応する取組の方向 3)			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	  	ターゲット	4.5, 10.2, 16.1
	関連する 主なゴール	  	

施策13 人権の尊重と男女共同参画の推進

現状と課題

近年、人権意識の高まりが見られるものの、依然として性別、年齢、障害などを理由とする様々な人権問題があるほか、性的少数者への偏見や差別、特定の国や民族に対するヘイトスピーチなどの課題も顕在化しています。

このため、あらゆる施策に人権尊重の理念を反映させるとともに、人権教育・人権啓発を進めることにより、「個性の尊重」という基本的人権の根幹的な理念を社会全体で共有していく必要があります。

また、働く場における女性の活躍推進などが社会全体として進められている一方で、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く存在しているほか、配偶者などに対する暴力の問題も存在しています。

このため、性別にかかわらず、男女がその個性と能力を発揮できるよう、あらゆる分野における男女共同参画を推進するとともに、配偶者などに対する様々な暴力をなくす取組を推進していく必要があります。

取組の方向

1 人権尊重のまちづくりの推進

学校や家庭などあらゆる場を通じ、人権教育・人権啓発を進めるとともに、相談機関や関係機関の相互の連携による相談・支援体制の充実に取り組みます。

また、性的少数者への偏見や差別、ヘイトスピーチなどの人権問題に対し、多様な主体と連携した効果的な啓発活動などの取組を推進します。

2 男女共同参画の推進







様々な啓発活動を行うことにより、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、働く場における女性の活躍推進や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現など、性別にかかわらず誰もが充実した職業生活や家庭・地域生活を送ることのできる環境づくりに取り組むなど、あらゆる分野における男女共同参画を推進します。

また、配偶者などに対する様々な暴力をなくすため、ドメスティック・バイオレンス防止の啓発を行うとともに、関係機関と連携した相談・支援などに取り組みます。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	人権が尊重されていると思う市民の割合			増加
	市民の人権意識を測ることで、人権尊重のまちづくりが図られているか見る指標 (対応する取組の方向 1.2)			
	男女の役割を固定化するような考え方に反対する市民の割合			増加
	性別による固定的な役割分担意識を測ることで、男女共同参画が推進されているか見る指標 (対応する取組の方向 2)			
	市の審議会等における女性委員の割合			増加
	女性の活躍推進が図られているか見る指標(対応する取組の方向 2)			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 5 ジェンダー平等を 実現しよう  10 人や国の不平等 をなくそう	ターゲット	5.1,5.2,5.4,5.5,10.2,10.3
		関連する 主なゴール	   

目指すまちの姿

安全で安心な暮らしやすいまち

政策6 災害に強い都市基盤と地域社会をつくります

施策14 災害対策の推進

施策15 消防力の強化

政策7 安全で安心な市民生活を守ります

施策16 保健衛生体制の充実

施策17 防犯や交通安全・消費者保護対策の推進

政策8 暮らしやすい住環境と魅力ある景観をつくります

施策18 暮らしやすい住環境の形成

施策19 魅力的な景観の形成

施策 1 4 災害対策の推進

現状と課題

首都直下地震、南海トラフ地震などの大規模地震や、近年全国各地で多発している豪雨による災害が、本市においても想定される中、建物などの耐震化を促進するとともに、土木インフラの改修など社会基盤の安全対策を講じることにより、災害に強くしなやかなまちづくりを進めています。

一方で、自然災害は予測することが難しく、想定外の事態をなくすべく、他自治体などとの連携を図りながら更なる取組を進めるとともに災害に対応した居住地形成を推進する必要があります。

また、災害への備えを自ら行うなど、市民一人ひとりの防災への意識が高まっている一方で、地域コミュニティの希薄化や地域活動の担い手不足などにより避難支援体制の構築が進まないなどの課題が生じています。

取組の方向

1 災害に強い都市基盤の整備

災害発生時の被害を軽減するための適正な居住誘導方策を検討するとともに、道路、公園などの整備に合わせた延焼遮断帯形成の推進、住宅・ブロック塀等の安全性に関する意識啓発や耐震化の促進を図ります。

また、避難場所や避難路の確保、緊急輸送路などの土木インフラの耐震化や無電柱化、山間部や河岸段丘の道路における土砂災害の未然防止などを図ります。

さらに、雨水管の整備や河川の改修、雨水流出抑制施設の機能向上など、浸水被害の軽減・解消を図ります。

2 地域防災対策の充実

災害時には市民の防災意識や地域防災力、他自治体及び関係機関との連携が重要となるため、九都県市合同防災訓練や各種個別訓練を通じて、災害対応能力の向上を図ります。



また、災害時に備え、備蓄食料、備蓄資機材などの充実や保健医療救護体制の強化を図るとともに、災害時要援護者の把握や避難支援体制の構築を促進します。

さらに、ひばり放送をはじめとする通信設備の適切な維持管理と更新を進め、様々な状況に対応した新たな情報伝達手段の整備を進めることにより、市民に緊急情報を的確に伝えるとともに、災害時に電話などの通信回線が断絶した場合にも迅速な対応ができるよう、通信網の適切な維持管理と更新を進めます。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	住宅の耐震化率			増加
	住宅の耐震化率を測ることで、地震に対する対策が推進されているかを見る指標 (対応する取組の方向 1)			
	河川改修延長			増加
	河川改修延長を測ることで、水害対策が推進されているかを見る指標(対応する取組の方向 1)			
	防災意識の向上度 (災害対策をしている市民の割合)			増加
	市民の自助の取組状況を測ることで、防災意識の向上をみる指標(対応する取組の方向 2)			
	緊急情報の伝達率 (市が発令する避難勧告などの緊急情報を取得できる市民の割合)			増加
	市が発令する避難情報(避難勧告など)取得状況を測ることで、避難情報が市民に的確に伝わるかを測る指標(対応する取組の方向 2)			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 11 住み続けられる まちづくりを	 13 気候変動に 具体的な対策を	ターゲット	11.5, 13.3
			関連する 主なゴール	

施策 15 消防力の強化

現状と課題

高度救助体制の確立や救急業務の高度化など消防・救急体制が着実に充実し、また、火災発生件数は減少傾向にある一方、生命・財産を脅かす災害や事故は、これまで以上に大規模かつ複雑多様化の傾向にあり、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模地震や豪雨による大規模水害の発生、テロ災害の対応など、消防の役割はますます重要となっています。

また、超高齢化の進行を背景として救急需要が増大する中、救急業務を安定的かつ持続的に提供し、救命率の向上を図るなど、その対策が求められています。

取組の方向

1 効果的な消防・救急体制の構築

消防車両などの整備、各種資機材や消防部隊の適正な配置を図ります。

また、救急需要の将来推計を踏まえた新たな救急隊配置などに併せ、消防署所の移転整備などを進め、火災、救急、救助などの様々な災害や事故への対応力の強化を図ります。

2 消防団機能の充実

消防団の加入促進や「消防団協力事業所表示制度」などの周知を継続し、事業所の理解と協力を得ることで、消防団員の確保を図るとともに、消防団の活性化及び活動環境の整備を推進します。

3 火災予防対策の推進

火災による被害の軽減や防火対象物などにおける違反是正を促進するなど火災予防に係る取組をよりの確に推進します。

4 救急需要増加への対応と市民に対する応急手当の普及啓発

予防救急や救急車の適正利用の普及啓発を推進し、超高齢化の進行などに伴い増加する救急需要に対応します。

また、応急手当普及員の養成、普及講習会や自主防災訓練などの機会を捉え、積極的に救急講習を実施し、応急手当のできる市民の増加を図りつつ、民間企業などに対してA E Dの設置促進を図ります。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	応急手当実施率 (救急現場に居合わせた市民が応急手当を実施した割合)			増加
	救急現場に居合わせた市民が応急手当を実施した割合を測ることで、市民による応急手当の普及状況を見る指標(対応する取組の方向 1.4)			
	火災による損害額			維持
	火災による損害額を測ることで、消防力が強化されていることを見る指標(対応する取組の方向 1.2.3.4)			
	火災件数			維持
	火災件数を測ることで、火災予防対策が推進していることを見る指標(対応する取組の方向 3)			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール		ターゲット	11.1, 11.5
		関連する 主なゴール	 

施策 16 保健衛生体制の充実

現状と課題

地球温暖化の進行や国・地域を越えた人の往来の増加に伴い感染症や食中毒の発生リスクが高まることが見込まれているほか、火葬需要の増大、動物の多頭飼育崩壊などの課題が生じています。

このため、保健衛生体制の充実に向け、感染症の予防・まん延防止対策及び食品衛生対策、動物愛護思想の普及、斎場の整備・充実などの取組を進める必要があります。

取組の方向

1 感染症に関する保健衛生体制の強化

国や都道府県などと連携し、新興・再興感染症や輸入感染症の発生状況に関する情報を収集するとともに、本市の地域特性に即した分析を加えた「感染症情報」を迅速に発信するなど、本市における感染症の予防・まん延防止対策及び保健衛生体制の強化を図ります。

2 食品衛生対策の推進

H A C C P に沿った衛生管理の推進や、監視指導の徹底及び食品、食中毒予防に関する衛生知識の普及啓発、食品に関する検査の拡充により、食に対する不安を解消し、食の安全と安心の確保を図ります。

3 生活衛生対策の推進





生活衛生関係営業施設への定期的な監視・指導や中山間地における安全で良質な水の提供により、衛生的な生活環境の確保に努めます。

また、高齢化の進行に伴う今後の火葬需要の増加に対応するため、斎場の整備・充実を図るほか、人と動物との共生社会の実現に向けた体制を構築し、動物愛護精神の「かん養」と適正飼養の普及啓発を推進します。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	結核罹患率 人口10万人当たりの新規結核患者数 感染症の予防・まん延防止対策が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 1)			減少
	食品関係事業者などに対して実施する食品衛生に関する講習会の理解度 食品衛生に関する講習会の理解度を測ることにより、食の安全と安心の確保が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 2)			維持
	ペットの所有明示を行っている飼い主の割合 (迷子防止等のための迷子札、マイクロチップ等の装着を行っている飼い主の割合) 動物愛護精神のかん養と適正飼養の普及啓発が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 3)			増加
	公衆浴場等におけるレジオネラ属菌の発生防止に係る指導による改善率 生活衛生関係営業施設への定期的な監視・指導により、衛生的な生活環境の確保が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 3)			維持

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 3 すべての人に健康と福祉を	 6 安全な水とトイレを世界中に	ターゲット	3.3,3.9,6.1
			関連する 主なゴール	 2 食糧をゼロに  11 住み続けられるまちづくりを

施策 17 防犯や交通安全・消費者保護対策の推進

現状と課題

近年、市内の犯罪認知件数は減少しているものの、振り込め詐欺などの被害が頻発するなど、引き続き、市民一人ひとりが自覚を持ち、地域での連帯意識の高揚を図りながら、関係機関や団体との密接な連携による防犯体制の充実など、地域の防犯力を高めることが求められています。

また、自転車や高齢者の交通事故の割合が高いことから、ガードレールなど交通安全施設の整備充実に努めるとともに、地域が一丸となって交通安全意識の高揚を図るなど、交通マナーの向上や交通事故防止に向けた取組を積極的に行う必要があります。

さらに、消費者被害が複雑・多様化している中、消費者被害の未然防止と救済体制の充実を図るとともに、自立した消費者になるための啓発・教育を一層進めていく必要があります。

取組の方向

1 地域防犯力の向上

警察、関係団体、地域団体と連携を図り、多様化する犯罪に関する情報共有や、防犯活動の推進により市民の防犯意識を高めます。

また、自主防犯組織などによる防犯活動の支援を行うとともに、夜間の安全確保のため防犯灯の整備に努めます。

2 交通安全対策の推進

警察、関係団体、地域団体と連携して自転車利用者、子どもや高齢者などに対する交通安全教育などの交通安全運動を推進します。

また、多発する自転車や高齢者による事故の根絶に向け、交通安全意識の高揚を図る取組などを進めるとともにガードレールなど交通安全施設の整備を実施します。







3 消費者の保護と自立の支援

複雑・多様化する消費者被害を防止するため、消費生活相談の充実及び見守りによる未然防止と早期発見に取り組むとともに、自主的かつ合理的な判断ができる自立した消費者の育成を目指した消費者教育を推進し、市民の消費者としての安全の確保と自立の支援を進めます。

成果指標

指標と説明		基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
住んでいる地域の防犯力を高める取組が進んでいると感じている市民の割合				増加
	住んでいる地域の防犯力が高める取組が進んでいると感じているか測ることで、地域防犯力を見る指標(対応する取組の方向 1)			
市内での高齢者の交通事故件数				減少
	交通事故の割合の高い高齢者の交通事故件数を測ることで、交通安全対策が推進されているのを見る指標(対応する取組の方向 2)			
市内での自転車事故件数				減少
	交通事故の割合の高い自転車の交通事故件数を測ることで、交通安全対策が推進されているのを見る指標(対応する取組の方向 2)			
消費生活に係る出前講座の満足度 (消費生活に係る出前講座のアンケートにおいて「役に立った」を選択した市民の割合)				増加
	消費生活に係る出前講座の満足度を測ることで、自立した消費者の育成が図られているのを見る指標(対応する取組の方向 3)			
契約などのトラブルにあった時に相談する窓口を知っている市民の割合				増加
	消費者被害に関する相談窓口の認知度を測ることで、消費者保護が図られているのを見る指標(対応する取組の方向 3)			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 	ターゲット	11.3, 12.8
		関連する 主なゴール	   

施策18 暮らしやすい住環境の形成

現状と課題

市営住宅の計画的な供給や住宅の耐震化の促進などにより、安全で安心なまちづくりが進んでいる一方、人口減少や少子高齢化、住宅購入世代である若年世帯や子育て世帯の転出超過のほか、空き家の増加やマンションの老朽化などにより、防災、防犯、景観、衛生上の問題や地域コミュニティの希薄化による住環境の質の低下が懸念されています。

このため、多様な主体との連携・協働により、誰もが安全で安心して暮らせる住生活の実現や地域特性を生かした質の高い住環境の形成などに取り組むことが必要です。

取組の方向

1 安心して暮らせる住生活の実現

若年世帯や子育て世帯がニーズに沿った住まいを選択・確保できるとともに、高齢者が住み慣れた地域で暮らしながら必要な介護などの支援が受けられる住環境を整備するなど、誰もが安心して暮らせる住生活の実現を図ります。

また、市営住宅などの公的賃貸住宅に加え、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築により、住宅確保要配慮者の居住の安定を確保します。

2 良質な住宅ストックの形成と空家等の適正管理の促進

耐震、断熱・省エネルギー、耐久性能などに優れた新築住宅の供給、建替えやリフォームの促進などにより良質な住宅ストックの形成を図るとともに、地域特性に応じた空き家の利活用と適切に管理されていない空家等の対策に取り組み、適正管理の促進を図ります。

また、マンションの適切な維持管理などの促進や住宅団地の再生によるコミュニティの維持・活性化を進めます。

3 地域特性を生かした住環境の形成

住宅・建築物の耐震化の促進などによる安全で快適な住環境の形成とともに、地域の特性を踏まえた住宅の規制・誘導を図ります。

また、地域の実情に応じた、住環境づくりへの支援、高齢者の見守り、子育て支援など地域課題の解決に向けた空き家を活用した「場」の提供などによる活動の支援、ライフスタイルに応じた多様な住み方のできる環境の整備を進めます。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合			増加
	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を測ることで、高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住宅の供給が進んでいるかを見る指標（対応する取組の方向 1）			
	新築住宅における長期優良住宅の認定戸数			増加
	新築住宅における長期優良住宅の認定戸数を測ることで、長期にわたり良好な状態で使用することができる良質な住宅ストックが形成されているかを見る指標（対応する取組の方向 2）			
	居住環境に対する満足度 (良好な居住環境が保たれていると思う市民の割合)			増加
	居住環境に対する満足度を測ることで、良好な居住環境が形成されているかを見る指標（対応する取組の方向 1.3）			
	適切な管理が行われていない空家等の解決率			増加
	空家等の適正管理が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 2）			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール		ターゲット	11.1, 11.3, 11.a
		関連する 主なゴール	    

施策 19 魅力的な景観の形成

現状と課題

景観に配慮した建築物や身近な緑が増加するなど、市全域において景観誘導が着実に図られている一方、市特有の景観資源を生かした個性的な景観づくりは進んでいません。豊かな自然を有し、多様な都市機能を併せ持つ都市として、広域交流拠点の形成による風格のある市街地や、誇りと愛着の持てる周辺環境と調和したまちなみなどの魅力的な景観を形成するためには、多様な主体との連携・協働による地域特性に応じた景観づくりや貴重な景観資源の保全などに取り組む必要があります。

取組の方向

1 地域の魅力を高める景観づくり

建築行為などに対し、周辺環境と調和した色彩などの誘導を行い、豊かな自然と市街地の景観を良好に保ちます。

また、景観の保全の必要性が高い地区や新たなまちづくりを行う地区、良好なまちなみを印象付ける街路などの軸に対し、地域の個性を生かした景観形成を進めます。

さらに、まちなみにふさわしい屋外広告物の規制や誘導により、潤いのある豊かな自然景観とにぎわいや風格のある市街地景観を形成し、地域の魅力を高めます。

2 心を豊かにする身近な景観づくり

市民に親しまれている景観資源の保全・活用や、人々にやすらぎや潤いを与える身近な緑の創出などにより心を豊かにする景観形成を進めます。

また、歴史や文化を生かした景観や生態系に配慮した環境にやさしい景観を形成するほか、景観づくりへの関心を高めるための普及啓発などに取り組み、市民との共有財産であるより良い景観を次代に引き継ぎます。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	市街地の景観に満足している市民の割合			増加
	市街地の景観に対する満足度を測ることで、地域の魅力を高める景観づくりが進んでいるかを見る指標(対応する取組の方向 1)			
	自然景観に満足している市民の割合			維持
	自然景観に対する満足度を測ることで、地域の魅力を高める景観づくりが進んでいるかを見る指標(対応する取組の方向 1)			
	道路沿いの緑化(接道緑化)の長さ			増加
	接道緑化の長さを測ることで、身近な緑の創出が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 1.2)			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール		ターゲット	11.4, 11.a
		関連する 主なゴール	 

目指すまちの姿

活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち

政策 9 活力と魅力あふれる都市をつくります

- 施策 2 0 都市機能の維持・充実と計画的な土地利用の推進
- 施策 2 1 広域交通ネットワークの形成
- 施策 2 2 安心して移動できる地域交通の形成
- 施策 2 3 首都圏南西部における広域交流拠点の形成
- 施策 2 4 市街地整備の推進と拠点の形成・活性化

政策 1 0 日本の経済を牽引する多様な産業を振興します

- 施策 2 5 国際的なビジネス拠点の形成と新たな社会経済の仕組みの構築
- 施策 2 6 誰もが働きやすい環境の整備
- 施策 2 7 商業の振興
- 施策 2 8 観光交流都市の形成
- 施策 2 9 持続可能な力強い農業の確立

政策 1 1 基地全面返還の実現を目指します

- 施策 3 0 基地の早期返還の実現

政策 1 2 文化、スポーツに親しみ、活力と交流が生まれる環境をつくります

- 施策 3 1 スポーツの推進とスポーツを通じた活力あふれるまちづくりの実現
- 施策 3 2 文化の振興と文化を通じた活力の創出

施策 20 都市機能の維持・充実と計画的な土地利用の推進

現状と課題

人口減少、超高齢化の進行による、中心市街地や日常生活の拠点からの店舗などの撤退や、空き家や空き地の増加に伴う都市のスポンジ化により、買い物弱者の増加、防犯・防災上の危険度の高まりなどの課題が生じる恐れがあることから、社会情勢などの変化に適応した集約連携型のまちづくりが必要です。

また、圏央道、リニア中央新幹線などの広域交通ネットワークを生かしたまちづくりや、自然環境に配慮した産業や住宅の適切な誘導を図るため、地域が持つ様々な個性や特色を生かした計画的な土地利用の推進が必要です。

取組の方向

1 都市機能の維持・充実と産業・住環境が調和した土地利用の推進（都市的土地利用）

都市機能や居住の適切な誘導を図ることで、人口減少下においても利便性が高くにぎわいのある市街地を形成するとともに、市街地における産業と住環境との調和を図りながら、拠点の形成や市街化区域への編入などを進め、財政基盤や都市力の強化などに取り組みます。また、多様な主体との連携により、地域特性に応じたきめ細かな土地利用の誘導を図ります。

2 森林、農地、水辺などの保全・活用（自然的土地利用）

自然公園などの水源地域の自然環境、優良な農地や森林、市街地の貴重なみどりなどの保全、活用を図ります。






3 地域特性に配慮した適切な土地利用の誘導（土地利用の整序）

無秩序な開発抑制を基本としつつ、良好な自然環境や営農環境との調和を図り、地域コミュニティの維持など地域特性に配慮した適切な土地利用の誘導を図ります。

成果指標

指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
都市と自然が調和したまちだと感じる市民の割合 都市と自然が調和したまちが形成されているかを測ることで、適切な土地利用がなされているかを見る指標(対応する取組の方向 1.2.3)			増加
駅周辺などのまちなかにおいて、必要な都市機能が充足されていると感じる市民の割合 駅周辺などのまちなかにおける医療・福祉・商業施設などの都市に必要な機能の充足度を測ることで、魅力あるまちなかの賑わい形成がなされているかを見る指標(対応する取組の方向 1)			増加
まちなかの人口密度 (都市の拠点周辺や、公共交通の沿線など居住エリアにおける人口密度) まちなかにおける人口密度を測ることで、集約連携型のまちが形成されているかを見る指標(対応する取組の方向 1)			維持
自然的な土地利用の面積 (水源地域の自然環境や、市街地のみどりなどの自然的な土地利用を図るべき地域の面積) 自然的な土地利用の面積を測ることで、水源地域の自然環境や市街地のみどりなどが保全されているかを見る指標(対応する取組の方向 2)			維持

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 	ターゲット	11.3, 11.3, 15.1
		関連する 主なゴール	  

施策 2 1 広域交通ネットワークの形成

現状と課題

圏央道が新たな広域交通ネットワークとして開通し、今後、リニア中央新幹線の駅設置が予定されるなど、本市を取り巻く交通環境は大きく変化しています。

更なる広域交通ネットワークの形成は、人口減少や超高齢化が進行する中においても、都市機能の集積、産業の活性化、交流人口の拡大など本市の持続的な発展に向けた礎になることから、リニア中央新幹線の建設促進や小田急多摩線の延伸、圏央道インターチェンジへのアクセス道路の整備などに取り組む必要があります。

取組の方向

1 鉄道ネットワークの形成

リニア中央新幹線の建設促進や小田急多摩線の延伸により、鉄道を中心とした広域交通ネットワークの形成を図るとともに、JR相模線の複線化などを促進し、鉄道輸送力の拡大による利便性の高い鉄道ネットワークの充実を図ります。

2 道路ネットワークの形成

圏央道や中央自動車道の整備促進を図ることで、広域的な都市活動により発生する自動車需要に対応するとともに、インターチェンジへのアクセス道路や隣接都市と接続する道路などの整備を進め、広域圏からのアクセス性を高める道路ネットワークの形成を図ります。




成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	主要交差点間の移動時間			短縮
	主要交差点間の移動時間を測ることで、自動車需要への対応やアクセス性を高める道路ネットワークの形成が進んでいるかを見る指標(対応する取組の方向 2)			

主要交差点間

- ・ 南橋本1丁目交差点～多摩境駅前交差点
- ・ 清新交差点～小山長池トンネル南交差点
- ・ 鵜野森交差点～下当麻交差点

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	 11 住み続けられるまちづくりを	ターゲット	9.1, 11.2
			関連する 主なゴール	 3 健康と福祉

施策 2 2 安心して移動できる地域交通の形成

現状と課題

市民の暮らしや地域経済活動を支える幹線道路や自転車道、バスターミナルなどの基盤整備や、コミュニティバス、乗合タクシーなどの地域公共交通の導入を進めている一方、一部の地域では、人口減少による公共交通の利用者の減少やバス交通の収支率の悪化など、公共交通の維持確保に課題があります。このため、交通事業者や市民との協働により、鉄道、バス、タクシーなど公共交通の利便性向上や利用促進などに取り組み、交通弱者や来訪者などの移動手段を確保する必要があります。

また、幹線道路や歩道、自転車道の未整備により、生活道路への自動車の流入や自転車事故が多く発生するなど、依然として安全性に課題があることから、安心して移動できる道路環境を構築するほか、自転車利用者の多様なニーズに対応するため、自転車利用環境の整備を進める必要があります。

取組の方向

1 地域をつなぐ公共交通ネットワークの形成

効率的で利便性の高いバス路線網を構築するとともに、自動運転などの新技術による今後の新たな交通手段の動向を踏まえ、地域に応じた公共交通を導入することにより、地域をつなぐ公共交通ネットワークの形成を図ります。

2 公共交通の利便性向上と利用促進

駅やバスターミナルなどの交通結節点の乗り換え利便性の向上を図り、公共交通を基幹とした多様な交通の連携を進めます。

また、公共交通の利用に向けた意識啓発などの取組を進め、自動車から公共交通への利用転換を進めます。

3 地域における道路環境の充実

市内の拠点間をつなぐ地域内幹線道路の整備を進め、多様な地域活動を支える道路ネットワークの形成を図ります。

また、交差点改良や歩道整備、狭あい道路の拡幅などを進め、安全・安心に移動できる道路環境の充実を図ります。

4 自転車利用環境の整備

多様化する自転車の規格に対応した駐輪スペースの確保やラック改修などの施設改善により、自転車駐車場の利便性の向上を図るとともに、自転車道などの整備による自転車利用環境の向上に取り組めます。また、継続的な放置自転車対策など自転車の適正利用を促進します。

成果指標

指標と説明		基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
公共交通のカバー率 (公共交通圏域(駅から1km、バス停留所から300m)に住む人口の割合)				増加
	公共交通のカバー率を測ることで、公共交通ネットワークの形成が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1)			
市民や来訪者などの公共交通利用者の割合				増加
	公共交通の利便性の向上や利用の促進が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 2)			
市内の幹線道路などの整備延長				増加
	整備延長を測ることで、地域の道路環境が充実しているかを見る指標(対応する取組の方向 3)			
自転車道などの整備延長				増加
	整備延長を測ることで、自転車利用環境が充実しているかを見る指標(対応する取組の方向 4)			
放置自転車などの台数 (道路上に停められている放置自転車などの一日当たりの台数)				減少
	放置自転車などの台数を測ることで、自転車利用環境が充実しているかを見る指標 (対応する取組の方向 4)			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール				ターゲット	3.6, 3.9, 9.1, 11.2
				関連する 主なゴール	

施策23 首都圏南西部における広域交流拠点の形成

現状と課題

人口減少や少子高齢化の進行により、経済規模、交流人口の縮小が懸念される中、本市は、圏央道、リニア中央新幹線などの広域交通ネットワークの形成や相模総合補給廠の一部返還による新たなまちづくりが予定されているなど、高いポテンシャルを有しています。

また、首都圏南西部における広域交流拠点の形成に向けた橋本・相模原両駅周辺のまちづくりは、リニア中央新幹線を生かし、世界から「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」を引きつける国土づくりのプロジェクトに位置付けられているなど、本市は、首都圏南西部の発展の源泉になるとともに、日本経済の成長を牽引していくことが求められています。

取組の方向

1 橋本駅周辺地区の整備推進

鉄道3路線が乗り入れていることに加え、圏央道相模原インターチェンジに近接し、幹線道路も集中している交通結節点であることを生かした広域的な交通ネットワークの形成を図るなど、リニア中央新幹線の開業や駅設置を見据え、その恵まれた交通の要衝としての機能をより一層強化するとともに、駅の南北間、隣接する商業地や公共施設との回遊性の向上を図ります。

あわせて、暮らす人、働く人、訪れる人などが広域的に交流するゲートとして、多様な都市機能の集積を促進することで、産業の活力とにぎわいがあふれるまちづくりを進めます。

2 相模原駅周辺地区の整備推進

相模総合補給廠の一部返還地や共同使用区域を生かし、スポーツや文化など市民が憩い、にぎわう空間を創出するとともに、周辺地区の今後の発展の起爆剤となる新市街地の形成を進めます。

また、小田急多摩線の延伸を見据え、相模原駅の交通結節点としての利便性の向上や、南北間の回遊性の向上による駅周辺の一体的な市街地の形成を進めます。

施策とSDGsの関連

対応する ゴール		ターゲット	11.2, 11.3
		関連する 主なゴール	 

施策 2 4 市街地整備の推進と拠点の形成・活性化

現状と課題

市街地整備事業などの推進により道路や下水道などのインフラ整備や企業進出などによるにぎわいの創出が進む一方、人口減少、超高齢化の進行や地域コミュニティが希薄化する中では、より多くの人や企業に選ばれるよう、地域の特性を生かした、住み、働き、生活する場を形成していくことが重要です。

また、質の高い市民生活を確保していくためには、中心市街地及び公共施設や生活利便施設などが集積している地域拠点などにおいて、日常生活を支える機能の集積を図るほか、道路や公園、下水道などの都市基盤を整備・活用し、より利便性が高く安全に安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

取組の方向



1 産業を中心とした新たな拠点の形成

圏央道インターチェンジ周辺地区や津久井広域道路の沿道において、新たな産業用地や居住の場などの整備による複合的なまちづくりや多様な地域資源を生かした新たな拠点の形成を進めます。

2 良好な市街地環境の形成

中心市街地では、周辺の複合施設や文教施設などとの連携による一体的なまちづくりを進め、拠点性の更なる向上を図ります。また、地域拠点などでは、公共施設の集約・再編、都市基盤や公共交通ネットワークの整備・活用などを行うことにより、活力と魅力あふれる市街地環境を形成し、市民生活の利便性や快適性の向上を図ります。

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	11 住み続けられる まちづくりを 	ターゲット	9.1, 11.3, 11.7
				関連する 主なゴール

施策 2 5 国際的なビジネス拠点の形成と新たな社会経済の仕組みの構築

現状と課題

本市は、製造業の集積を図り、内陸工業都市として発展してきましたが、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少や後継者の不足、経済のグローバル化に伴う国内外の競争の激化などにより、内陸工業都市としての転換期にあります。

さらに、本市では、金融業や情報通信業などをはじめ、製造業における本社機能など、いわゆる業務機能の集積度が低く、市外への通勤者の増加による昼間人口の少なさが課題となっています。

このため、本市の強みであるものづくり産業をはじめ、様々な産業へのロボット導入やAIなどの技術革新や、産業の人材や情報などの交流、豊かな自然などの地域資源を活用するとともに、圏央道インターチェンジの開設やリニア中央新幹線の駅設置による交通利便性の向上などを通して、新たな価値や魅力を創造し世界に向けて発信し、地域経済を活性化していく必要があります。

取組の方向

1 地域経済を支える強固な産業基盤の形成

広域交通ネットワークの充実を生かし、インターチェンジ周辺の産業集積をはじめ、広域交流拠点の形成と連動した戦略的な企業支援を進めるとともに、企業の人材確保と育成、定着化を図るための取組を支援します。

さらに、成長産業の集積を促進することにより、本市の基幹産業である製造業を中心とした産業基盤の更なる強化を図り、雇用の促進や経済波及効果などによる持続可能な都市経営の実現に取り組みます。

2 成長分野における技術革新を活用した新しい社会経済システムの構築

ロボット、AI、IoTなどの技術革新は様々な産業に変革をもたらすことから、それらを効果的に活用する企業を支援することにより、生産プロセスの改善や新しい付加価値の創出などによる新たなビジネスモデルを確立するとともに、世界とのネットワーク・交流により、新しい社会経済システムの構築に取り組みます。

3 新産業の創出と中小企業の育成・支援

国・県・関係機関などと連携した支援策の展開や産学連携・企業間連携の促進による新製品、新技術の研究開発支援など、新たな分野に挑戦する中小企業の支援の充実を図ります。

また、中小企業の経営基盤、技術基盤の強化や事業承継を促進するため、産業支援機関などと連携し、経営や技術などに関するコンサルティングや情報提供を充実させるとともに、金融機関と協調して中小企業の資金調達の円滑化を図ります。



4 中小企業のグローバル展開の支援

市内企業の販路開拓を支援するため海外で開催される展示会への共同出展のほか、グローバル人材の育成と市内企業のマッチングなど、海外企業との取引拡大に繋がる取組を産業支援機関と連携し行うなど、企業のグローバル展開の促進を図ります。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	市内企業の製造品出荷額			維持
	市内企業の製造品出荷額を測ることで、地域経済を支える強固な産業基盤の形成が図られているか見る指標（対応する取組の方向 1.2.3）			
	市内企業の海外との人材のネットワーク形成支援による雇用創出数			増加
	市内企業が海外との繋がりを形成することによる雇用創出数を測ることで、中小企業のグローバル展開の支援が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 4）			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 8 働きがいも 経済成長も	 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	ターゲット	8.2,8.3,9.2,9.5,9.a,9.b
			関連する 主なゴール	

施策26 誰もが働きやすい環境の整備

現状と課題

緩やかな景気回復基調が続き、雇用情勢が着実に改善する一方で、生産年齢人口の減少に伴い、企業においては労働力不足が課題となっています。

このような状況の中、高齢者、若者、女性、外国人、障害のある人など多様な人材が、その個性と能力を十分に発揮し活躍できる環境を整備するとともに、就労を希望する人と企業の雇用ニーズのマッチングの強化などを通じて労働力の確保を図り、地域社会の持続的な発展と活力を維持していくことが求められています。

また、誰もが生きがいやゆとりを実感しながら充実した生活を送ることができるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現や働く人々の福利厚生の充実など、勤労者福祉の向上を図っていく必要があります。

取組の方向

1 働きやすい環境づくりの推進

年齢や性別、国籍、障害の有無などや、子育て、介護などの生活環境にとらわれず、誰もが充実した生活を送ることができるよう、多様な人材の活躍の促進と、柔軟な働き方を支援するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

また、働く人々のゆとりある生活を応援するため、福利厚生の充実などを通じて、勤労者福祉の向上を図ります。

2 就労支援の充実

全ての働く意欲のある人に対し、就職相談、職業紹介及び定着支援など、きめ細かな支援を行うとともに、人手不足に悩む企業などへの人材確保支援に取り組みます。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	仕事と家庭両立支援推進企業表彰の応募企業数			増加
	仕事と家庭両立支援推進企業表彰の応募企業数を測ることで、働きやすい環境づくりの推進が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 1)			
	市総合就職支援センター利用者の進路決定率			増加
	市総合就職支援センター利用者の進路決定率を測ることで、就労支援の充実が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 2)			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール		ターゲット	8.5, 8.6
		関連する 主なゴール	 

施策27 商業の振興

現状と課題

本市の商業は、中心市街地に一定の商業基盤を有しているものの、周辺自治体と比較して街での滞在時間が短く、消費購買力が市外へ流出する傾向にあり、人口集積が市内経済活性化に必ずしも結びついていない状況が課題となっています。また、ネットショッピングなど電子商取引の拡大による実店舗離れや、商店経営者の高齢化、後継者不足などの構造的な問題による個人商店の経営難や商店街組織の弱体化が課題となっています。

こうしたことから、市外に流出している消費購買力を市内で受け止めるため、商業機能の集積を進めて求心力を高めるとともに、実店舗ならではの取組や担い手の創出・育成を図るなど地域に根ざした商店街に多くの人々が足を運ぶよう、街の魅力を向上させていく必要があります。

取組の方向

1 中心市街地の魅力向上

リニア中央新幹線の駅設置など大規模整備計画と連動した新たな魅力ある商業地の形成を図るとともに、中心市街地のそれぞれの特色を生かしながら、商業者、関係団体等との連携のもと、商業業務機能の集積とまちのにぎわいづくりを進めます。

2 地域に根ざした商店街の活性化

商店街の空き店舗対策をはじめ、キャッシュレス化の推進や訪日外国人旅行者など新たな市場に対応した利便性の高い魅力ある商店街づくりを支援するとともに、商店街組織の強化に向けて、加入促進やリーダーとなる人材の育成を支援し、地域に根ざした商店街の活性化に取り組みます。

また、個店の魅力を高める方策や、意欲ある女性や若者を含めた商業者の創出・育成のほか、電子商取引への対応や買物弱者支援などの多様なニーズに応じた地域経済活性化に取り組みます。

成果指標

指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
本市及び近隣自治体における小売業年間販売額の合計に占める本市の割合 本市及び周辺自治体における小売業年間販売額の合計に占める本市の割合を測ることで、中心市街地の魅力向上が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 1.2）			増加
商店会が実施した活性化に係る事業数 商店会が実施した活性化に係る事業数を測ることで、商店街の活性化が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 1.2）			維持

施策とSDGsの関連

対応する ゴール		ターゲット	8.1, 8.3
		関連する 主なゴール	

施策 2 8 観光交流都市の形成

現状と課題

本市では、これまで様々な観光プロモーションや、イベントの開催、周辺自治体との連携による観光PRのほか、地域における観光の担い手となる組織の形成など様々な取組を通じて観光客の誘致に努めているところです。

今後、少子高齢化が進行する中、地域の再生や活性化の有力な手段として、観光に対する期待がますます高まり、訪日外国人観光客の増加などを背景として、国内外の観光客の獲得に向けた都市間の競争が激しくなることから、従来取組に加え、本市の個性を際立たせるような新たな視点による観光施策の推進が必要です。

取組の方向

1 地域資源を生かした観光振興

新たな観光資源の発掘と磨き上げを進めながら、地域の個性と地域資源のまとまりを生かした観光エリアを形成します。また、都市型の観光交流を通じたにぎわいのあるまちづくりや、本市の持つ自然資源や歴史、文化などを生かした各種ツーリズムの推進を図り、質の高い体験・交流型のプログラムの提供などを行うとともに、快適に旅行できる環境の整備に取り組むことで、誘客を図り、市内における観光周遊を促進します。

2 地域主導型の推進体制づくり

各観光協会や地域協議会、観光関連事業者、行政など観光振興に関わる各主体の役割を明確にし、相互の連携を図り一体となった体制づくりに取り組むとともに、各主体の事業をより効果的なものとするために、地域と共に観光人材の確保・育成に係る取組を進め、次の世代に引き継ぎます。

3 広域的な連携の推進

周辺自治体との連携や宮ヶ瀬ダム周辺振興財団など広域的な観光振興に取り組む団体との連携の強化を図ります。

また、周辺自治体の持つ観光資源を集約して発信することで注目度を高めるなど相乗効果を狙った広域的な観光PRに取り組みます。

4 多様な産業との連携と観光交流拠点の創出

農業、商業・サービス業、工業など、産業の垣根を越えた様々な連携による観光施策を推進し、本市の魅力を生み出し発信することで、国内外からの訪問客を増やし、新たな産業の創出につなげます。

また、本市では圏央道インターチェンジ周辺の新たな産業拠点の整備などのまちづくりが進められているとともに、リニア中央新幹線の駅設置及び車両基地の建設など、全国でもまれに見る大規模プロジェクトも進行中であり、こうしたまちづくりやプロジェクトの進展に合わせ、それらを生かした観光交流拠点の創出について検討を進めるとともに、大きな経済効果が期待できるMICE（国際的な会議や学会、見本市などの総称）について、誘致及び開催支援組織の育成に取り組まします。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	観光意欲度 (相模原市に観光に行ってみたいと思う人の割合)			増加
	観光意欲度を測ることで、相模原市の観光における魅力の向上が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1.2.3.4)			
	入込観光客数 *イベントを除く			増加
	入込観光客数を測ることで、相模原市の観光における魅力の向上が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1.2.3.4)			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 8 働きがいも 経済成長も	 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	 11 住み続けられる まちづくりを	ターゲット	8.3,8.9,9.2, 11.3,11.a
	関連する 主なゴール				 17 パートナリシップで 目標を達成しよう

施策 29 持続可能な力強い農業の確立

現状と課題

新鮮で安全・安心な食材としての地場農畜産物への消費者ニーズの高まり、「農」とふれあう機会を求める人の増加のほか、都市農地が貴重な緑地空間として保全・振興すべきものと位置付けられるなど、農業の果たす役割は、一層重要なものになっています。

他方、本市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手の不足、都市化の進展による農地の減少、野生鳥獣による農作物被害の深刻化など、非常に厳しい状況にあります。

こうした状況の中、新規就農者、農業参入した法人その他の多様な担い手の育成・確保、農地の利用集積の促進による農地の保全と有効活用、販路の拡大による地産地消の推進、6次産業化の推進や付加価値の高い農業の実践など、持続可能な力強い農業の確立が求められています。

取組の方向

1 法人を含めた多様な担い手の育成・確保

認定農業者などの地域の中心的経営体の育成・確保を推進するとともに、新たな担い手と期待される新規就農者、農業参入した法人などの育成・確保を図ります。

2 農地の保全・有効活用

農業生産基盤の整備などにより農地の貸し借りを促進し、認定農業者などの地域の中心的経営体への農地の利用集積や遊休・荒廃農地の解消を図ることに加え、従来から実施してきた捕獲や追払い、ICTを活用した新技術の導入などによる鳥獣被害防止の対策を講じることで、その保全・有効活用を図ります。

3 地産地消の推進

本市は72万市民が生活する大消費地でもあるという恵まれた立地を最大限に活用し、農産物の共同販売体制の整備、地域特産物の開発と地域ブランドの形成や市民へのPRなどにより、直売施設を通じた農産物の地場流通を促進することで、地産地消の推進を図ります。

成果指標

指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
集積が行われた農地面積 集積が行われた農地面積を測ることで、農地の保全や経営の効率が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1.2)			増加
野生鳥獣による農作物被害額(施策3 8再掲) 野生鳥獣による農作物被害額を測ることで、農地の保全・有効活用が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 2)			減少
大型直売所購買者数 大型直売所購買者数を測ることで、地産地消の推進が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 3)			増加

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 2 飢餓をゼロに	 8 働きがいも経済成長も	ターゲット	2.4, 8.3, 9.4, 12.2
	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	 12 つくる責任 つかう責任	関連する 主なゴール	

施策30 基地の早期返還の実現

現状と課題

市内の米軍基地については、平成26年9月に相模総合補給廠の一部返還(17ヘクタール)、また、同27年12月には共同使用(35ヘクタール)が実現しましたが、現在に至るまで相模総合補給廠及びキャンプ座間、相模原住宅地区の3つの米軍基地(合計面積約429ヘクタール)が所在し、市民生活に様々な影響を及ぼすとともに、計画的なまちづくりを進める上で大きな障害となっています。

また、厚木基地を拠点とし、長年にわたり騒音被害をもたらした空母艦載機は平成30年3月に岩国基地への移駐が完了しましたが、依然として米軍機による騒音被害や事故への不安などの課題が残っていることから、引き続き、基地の早期返還と基地に起因する問題の解決に向けて継続的に取り組んでいく必要があります。

取組の方向

1 基地周辺対策の推進と早期返還の実現

基地の早期返還の実現を図るとともに、米軍機による騒音など基地に起因する問題の解決に向けて、市民と行政が一丸となった運動を展開し、国及び米軍に対しての要請に努めます。

施策 3 1 スポーツの推進とスポーツを通じた活力あふれるまちづくりの実現

現状と課題

健康意識の高まりを背景に、高齢者を中心に定期的にスポーツを行う市民の割合が増えている一方で、働き盛り・子育て世代のスポーツ実施率が低く、子どもの体力低下も課題となっていることから、仕事や家事、子育てなどに忙しくても、身近な地域で気軽にスポーツができる環境づくりや、子どもが運動習慣を身に付けるための取組が必要です。

また、スポーツ観戦やスポーツに関するボランティアなど、誰もが各々の関心や適性などに応じて日常的にスポーツに親しむことができる機会の充実や、本市の地域特性やスポーツ資源を活用し、交流人口の拡大や経済・地域の活性化につながる取組の推進が求められています。

取組の方向

1 生涯を通じたスポーツ活動の支援

体力づくりや健康増進、社会参加など目的に応じてスポーツを行う機会や、気軽にスポーツを始めるきっかけを提供するほか、競技力の向上やアスリートの育成を支援するなど、市民の生涯を通じたスポーツ活動を支援します。

2 スポーツ環境の整備・充実

スポーツに関わる多様な人材・組織の育成や支援体制の構築を推進するほか、スポーツを楽しむことができる場を保全・整備・更新するなど、市民の多様なニーズに応じたスポーツ環境を充実します。




3 スポーツを通じた更なる交流の創出と経済・地域の活性化

スポーツ団体やホームタウンチーム、企業などと連携し、本市の地域特性やスポーツ資源を活用した取組の推進などにより、スポーツを目的とした本市への来訪を促進し、更なる交流の創出や経済・地域の活性化を図ります。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	スポーツを定期的（週1回以上）に行う市民の割合			増加
	スポーツを定期的に行う市民の割合を測ることで、市民のスポーツ活動に対する支援が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 1.2）			
	スポーツに関するボランティア活動を行った市民の割合 （年1回以上）			増加
	スポーツに関するボランティア活動を行った市民の割合を測ることで、スポーツに関わる多様な人材・組織の育成や支援体制の構築が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 2）			
	市内で開催されるホームタウンチームの公式戦の観客数 （年間延べ人数）			増加
	市内で開催されるホームタウンチームの公式戦の観客数を測ることで、スポーツを通じた交流の創出が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 3）			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 3 すべての人に 健康と福祉を	 4 質の高い教育を みんなに	 8 働きがいも 経済成長も	ターゲット	3.4,4.a,8.9
	関連する 主なゴール				

施策 3 2 文化の振興と文化を通じた活力の創出

現状と課題

文化は、心にやすらぎを与え豊かな感性を養うとともに、まちに活力やにぎわいをもたらすものであることから、市民が優れた芸術、地域の伝統文化や文化財に親しむことができるほか、文化芸術活動を行う機会の充実など、多彩な市民文化を育む環境づくりが求められています。

このため、市民の文化芸術活動の支援や次代を担う人材の育成、国内外の多様な文化芸術に親しむことができる仕組みづくりなどを積極的に推進する必要があります。

また、文化財の計画的な保存整備や継承者の育成支援、多様な主体との連携により文化財の保存・活用を推進し、地域全体で文化財を次世代に継承していく必要があります。

取組の方向

1 文化芸術活動の活性化に向けた取組とアートによるにぎわいづくりの推進

市民が気軽に文化芸術活動を行うことができるよう支援を充実するとともに、将来の本市の文化芸術を支える人材の育成や活動拠点の充実を図るなど、市民の多彩な文化芸術活動を促進します。

また、情報通信技術を活用した効果的な情報発信を行うとともに、市内や周辺地域に点在する様々なアート資源のネットワーク化を図り、市域全体をアートフィールドとする取組を進め、アートによるにぎわいづくりを推進します。

2 多様な文化芸術に触れることのできる機会の充実

未来を担う子どもや高齢者、障害のある人をはじめ、幅広い市民が豊かで魅力あふれる地域文化や、国内外の優れた文化芸術に触れることができる機会の充実を図るとともに、他都市との交流を推進します。

3 文化財の保存と活用

文化財の現況調査や研究を進め、史跡や文化財建造物などを適切に保存整備するとともに、積極的な情報発信や文化財の活用により、文化財に親しむ機会の充実を図ります。

また、文化財を守る継承者の育成支援に加え、多様な主体との連携により、地域全体で文化財を保存・活用していきます。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	文化芸術に親しんでいる市民の割合			増加
	文化芸術に親しんでいるか測ることで、文化振興が図られているか見る指標 (対応する取組の方向 1.2)			
	市が主催・共催・後援した文化芸術事業の入込客数			増加
	文化芸術事業の入込客数を測ることで、文化を通じたまちのにぎわい作りが図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1.2)			
	文化財活用事業の満足度			増加
	文化財活用事業の満足度を測ることで、文化財に親しむ機会の充実が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 3)			
	文化財活用事業へのボランティア参加者数			増加
	ボランティア参加者数を測ることで、地域全体で文化財の保存・活用が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 3)			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール		ターゲット	11.4
		関連する 主なゴール	  

目指すまちの姿

人と自然が共生するまち

政策 1 3 地球環境にやさしい社会をつくります

- 施策 3 3 温室効果ガスの削減と気候変動への適応
- 施策 3 4 環境を守る体制の充実
- 施策 3 5 循環型社会の形成
- 施策 3 6 廃棄物の適正処理の推進

政策 1 4 恵み豊かな自然環境を守り育てます

- 施策 3 7 水源環境と森林環境の保全・再生・活用
- 施策 3 8 野生鳥獣の適正な管理
- 施策 3 9 生物多様性の保全と活用

政策 1 5 やすらぎと潤いがあふれる生活環境をつくります

- 施策 4 0 生活環境の保全
- 施策 4 1 公園や身近な自然の適正な管理・利活用と都市緑化の推進

施策 3 3 温室効果ガスの削減と気候変動への適応

現状と課題

地球温暖化が進行する中、平均気温の上昇や集中豪雨の発生などの気候変動による影響を実感することが多くなっています。本市では、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー活動の促進など「緩和策」の取組を着実に進め、温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。また、本市は市域面積の約6割を森林が占めており、今後さらに森林の整備を進めることにより、温室効果ガスの吸収源対策としての効果が期待されています。さらに、気候変動の影響に備える「適応策」についても分野横断的な取組を進めています。一方、世界全体では依然として大量の温室効果ガスが排出されているため、今後も地球温暖化は進行し、気候変動の影響はさらに大きくなると予測されています。

このため、今世紀後半の「脱炭素社会」の実現を見据えながら、地球温暖化対策の両輪である「緩和策」と「適応策」をより積極的に推進する必要があります。

取組の方向

1 再生可能エネルギーの利用促進と徹底した省エネルギー活動の促進

太陽光発電などの再生可能エネルギーの積極的な利用や、省エネルギー設備の導入に向けた支援などに取り組むとともに、地球温暖化対策地域協議会などと連携して低炭素型のライフスタイルへの転換を促します。

2 低炭素型まちづくりの推進

低炭素型まちづくりの実現に向け、次世代クリーンエネルギー自動車の普及や交通基盤の整備などに取り組むとともに、未利用エネルギーの活用や防災面に有益な分散型電源の導入に取り組みます。

3 森林吸収源対策の推進

温室効果ガスの削減に大きな効果がある森林について、市民や事業者との連携・協働による保全・整備を進めます。

4 気候変動適応策の推進

本市の地域特性を踏まえた適応策の取組を進め、地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響の回避、軽減などを図ります。

成果指標

指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
市域の温室効果ガス排出量 市域の温室効果ガス排出量を測ることで、温室効果ガスの削減の取組が推進されているか見る指標（対応する取組の方向 1.2.3）			減少
市が独自に取り組む施策によるCO₂削減見込量 CO ₂ 削減見込量を測ることで、温室効果ガスの削減の取組が推進されているか見る指標（対応する取組の方向 1.2.3）			増加
気候変動の影響に備えている市民の割合 気候変動やその影響について理解し、市民の具体的な行動に繋がっていることを見る指標（対応する取組の方向 4）			増加

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	 住み続けられる まちづくりを	 気候変動に 具体的な対策を	ターゲット 7.1,7.2,7.3,11.2 13.1,13.2,13.3
	関連する 主なゴール	 安全な水とトイレ を世界中に	 強靱に持続可能な 産業をつくる	 平和と正義を つぎつぎと

施策34 環境を守る体制の充実

現状と課題

今日の環境問題は、わたしたちの日常生活や事業活動における様々な行動が地球環境に負荷をかけ、地球環境の悪化もまたわたしたちの生活に影響を与えることから、一人ひとりが身近なことから環境保全活動を実践できる社会の実現が求められています。

このため、市民や事業者、学校など多様な主体との連携・協働による仕組みづくりの下で、地球的な視野で環境問題に取り組む人材や組織の育成・支援を図るなど、E S D（持続可能な開発のための教育）などとの関連を踏まえた環境教育の機会をより充実させ、環境を守る多くの担い手を育成することが必要です。

また、複雑・多様化する環境問題に対応するためには、幅広い環境分野の調査・研究機能強化や環境情報の収集・発信機能の充実を図ることが必要です。

取組の方向

1 環境を守る担い手の育成

環境保全に関する情報や豊かな自然環境を持つ本市の地域特性を生かした自然体験教室などの体験の機会を提供し、市民や事業者、学校などの各主体における環境保全についての理解を深め、環境保全活動を行う意欲の増進を図ります。

また、市民や事業者、学校などの多様な主体は、それぞれ得意領域や特色を有していることから、これらの主体と連携・協働して取り組む仕組みづくりや支援を行い、環境保全活動や環境教育の効果を高めます。

2 複雑・多様化する環境問題への体制整備

複雑・多様化する環境問題に対し、科学的知見による調査・研究機能や幅広い環境分野における情報の収集・発信機能など環境政策に関する体制を整備することで、市民や社会のニーズに的確に対応します。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	環境学習講座の参加人数			増加
	環境学習講座の参加人数を測ることで、環境に対する意識の醸成が測られていることを見る指標（対応する取組の方向 1.2）			
	環境意識の醸成度 (日常生活において、環境に配慮している市民の割合)			増加
	日常生活において、環境に配慮している市民の割合を測ることで、環境を守る担い手が育成されているか見る指標（対応する取組の方向 1.2）			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール		ターゲット	4.7
		関連する 主なゴール	 

現状と課題

4 Rの推進によりごみ総排出量が着実に減少し、最終処分量も併せて減少しているものの、家庭系ごみや事業系ごみの中に依然として資源化が可能な物が含まれていることから、分別の徹底による更なる資源化を進めるとともに食品ロスの削減や使い捨てプラスチックの利用削減などの取組が求められています。

また、資源循環都市の実現に向け、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協働によるごみの減量化・資源化に向けた取組がこれまで以上に必要となっています。

取組の方向

1 ごみの更なる削減

市民とともに事業者もごみの問題を自らの問題としてとらえ、具体的なごみ減量行動へつなげるため、ごみの発生・排出抑制に向けてごみの総排出量の目標を定め、目標に対する達成状況の検証と周知を図ります。

また、家庭から排出される一般ごみの処理の有料化については、ごみ処理手数料全体の適正な在り方などを調査研究するとともに、一般ごみの排出量が増加する場合などを想定し、引き続き検討を進めます。






2 生ごみ・食品ロスの削減

市内での循環に向けたフードドライブや普及啓発などにより、生ごみや食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスを削減します。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	ごみ総排出量			減少
	資源化可能物の分別と家庭系ごみ(資源を除く)・事業系ごみの発生・排出抑制による減量効果を見る指標(対応する取組の方向 1)			
	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源を除く。)			減少
	家庭におけるごみの削減効果を見る指標(対応する取組の方向 1)			
	使用済小型家電回収量			増加
	ごみと資源化可能物を分別し、資源が循環されているかを測る指標(対応する取組の方向 1)			
	食品ロス排出量			減少
	家庭から排出される食品ロスの削減効果を見る指標(対応する取組の方向 1.2)			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 	ターゲット	11.6, 12.2, 12.3, 12.5
		関連する 主なゴール	  

施策36 廃棄物の適正処理の推進

現状と課題

ごみ処理体制の整備により、安心して生活できる環境の維持・向上ができている一方、今後も市民の日常生活や事業者の事業活動に伴って排出されるごみやし尿を適正に処理する必要があります。

このため、ごみやし尿の将来推計に基づき、清掃工場や最終処分場などの整備・改修を計画的に進めるとともに、経済性・効率性を考慮した廃棄物の収集運搬体制について実情を踏まえた方策を検討することが必要です。

また、不法投棄などの不適正処理を防止する対策を引き続き講じる必要があります。

取組の方向

1 ごみ処理体制の整備

将来を見通した廃棄物処理施設の計画的な整備を図るとともに、社会経済情勢や時代の変化に伴い新たに求められる廃棄物の収集運搬体制について、実情を踏まえた方策を検討します。

2 不適正処理防止対策の充実

不法投棄多発箇所を中心とした不法投棄防止対策やごみ・資源集積場所からの資源の持ち去り行為、許可なく不用品を回収する行為への対策など、不適正処理防止対策の充実を図ります。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	清掃工場などでのごみの適正処理率 (市内で発生するごみを清掃工場で焼却及び最終処分場で埋立できる割合)			維持
	市内で発生するごみを適正に処理できる体制が構築されていることを見る指標 (対応する取組の方向 1)			
	まちがきれいに保たれていると感じる市民の割合			増加
	まちの美化が保たれているかを測ることで、ポイ捨てや不法投棄が防止されていることを見る指標 (対応する取組の方向 2)			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 11 住み続けられるまちづくりを	 12 つくる責任つかう責任	 14 海の豊かさを守ろう	ターゲット	11.6, 12.5, 14.1
				関連する 主なゴール	 7 2030年までに再生可能エネルギーを拡大する

現状と課題

本市は、豊富な水資源である相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などを有しています。

水源かん養など公益的な機能を持つ森林を健全な姿で次の世代に引き継ぐため、森林整備や木材の利用拡大に取り組んできましたが、長引く木材価格の低迷や採算性の問題も生じており、森林所有者の管理意識の維持・向上が求められています。

また、生活環境を良好に保つため、水源地域における生活排水を適正に処理していく必要があります。

このため、引き続き、水源環境・森林環境の保全・再生に向けて、従来水源環境保全税の他、新たに創設された森林環境譲与税を活用した森林の適切な整備を効率的に進め、森林資源を活用した林業の振興を図るとともに、湖・河川の水質の改善に向けた取組を進める必要があります。

取組の方向

1 森林の保全・再生

森林を保全・再生し、森林が有する公益的機能の向上を図るため、私有林の所有者が実施する整備への支援を行うとともに、市有林の計画的な整備に取り組めます。また、森林の更新に当たっては花粉発生源対策に配慮した取組を推進するとともに、奥山など、林業の生産性が低い森林については、針葉樹と広葉樹の混交林化を進め、多様な生態系に適した森林環境の形成を目指します。

2 林業の振興

林業事業者の確保、定着及び林業技術の向上や経営者の育成のための支援、新たな担い手の確保を図ります。また、林業事業者などと連携し、木材利用の促進や新たな商品開発などに取り組むとともに、生産から加工・販売までのサプライチェーンの構築や付加価値の高い商品づくり、商業・観光・農業等、他産業との連携などを通じて、林業の振興を図ります。





3 生活排水の適正な処理

相模湖・津久井湖などのダム集水区域内における生活排水による水源環境への負荷の低減を図るため、公共下水道の整備を推進するとともに、高度処理型浄化槽の設置を推進します。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	協力協約の整備面積 (市が森林所有者に補助を行っている森林の整備面積)			維持
	協力協約の整備面積を測ることで、森林の保全・再生が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1)			
	さがみはら津久井産材素材生産量			増加
	さがみはら津久井産材素材生産量を測ることで、林業の振興が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 2)			
	ダム集水区域の公共下水道整備率			増加
	ダム集水区域の公共下水道整備率を測ることで、生活排水の適正な処理が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 3)			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 6 安全な水とトイレ を世界中に	 15 陸の豊かさも 守ろう	ターゲット	6.2,6.3,6.6,15.1,15.2	
			関連する 主なゴール	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	 8 働きがいも 経済成長も

施策 3 8 野生鳥獣の適正な管理

現状と課題

野生鳥獣は、自然を構成する大切な要素として自然生態系の維持に重要な役割を担っており、人間にとっても豊かな生活環境を維持する上で欠くことのできない存在です。

しかしながら、近年、特に津久井地域において、ニホンザルやニホンジカ、イノシシなどによる農作物被害や市民生活への影響が拡大しており、人口減少と少子高齢化が一層進行すると見込まれている中山間地域においては、営農意欲の低下や耕作放棄地の拡大につながり、集落の維持、形成に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

こうした野生鳥獣による被害を防止するためには、捕獲や追払いによる従来からの取組に加え、ICTを活用した新技術の導入などの取組を進めるとともに、地域の自主的な対応力の強化を図る必要があります。

取組の方向

1 野生鳥獣生息頭数の適正管理

神奈川県鳥獣管理計画に基づき、野生鳥獣を捕獲・管理するための新技術の導入や猟区の有効活用による狩猟者の育成を促進するなど、野生鳥獣による農作物被害や生活被害の減少に取り組みます。

2 市民との協働による野生鳥獣被害対策の実施

被害を防ぐためには、野生鳥獣を「来させない」・「増やさない」ことが重要となることから、「自分で守る」・「地域が協力して守る」・「行政と協働して守る」ことを中心に、市民や地域の自主的な対応力を強化する取組を進めます。

3 農地及び縁辺部などの環境整備

野生鳥獣の被害を防ぐためには、野生鳥獣の侵入を招かないための農地の適正な管理や集落周辺の環境整備を行うとともに、奥山の森林などについては、針葉樹と広葉樹の混交林化を進めるなど、多様な生物の生態系に適した森林環境を形成することで、野生鳥獣と共生できる環境づくりに取り組みます。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	野生鳥獣による農作物被害額（施策29再掲）			減少
	野生鳥獣による農作物被害額を測ることで、野生鳥獣被害対策の実施が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 1.2.3）			
	ニホンジカ及びニホンザル、イノシシ捕獲実績			維持
	ニホンジカ及びニホンザル、イノシシ捕獲実績を測ることで、野生鳥獣生息頭数の適正管理が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 1.2.3）			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 2 飢餓をゼロに	 15 陸の豊かさも守ろう	 17 パートナーシップで目標を達成しよう	ターゲット	2.4,15.4,17.17
	関連する 主なゴール				

施策 3 9 生物多様性の保全と活用

現状と課題

本市は、豊かな自然環境と多様な都市機能を併せ持ち、様々なみどりや生物が生息・生育し、市民の生活にやすらぎと潤いを与えています。

一方で、地球規模での気候変動や、人間優先の土地や資源の利用により、野生生物の減少、特定外来生物の侵入や生息・生育域の拡大などによる生態系への影響が全国的に懸念されており、本市も例外ではありません。

また、生物多様性に対する市民の認知度が高まらないことや、少子高齢化の進行などによる里地里山の荒廃などが生物多様性の保全・活用に関する課題となっています。

こうしたことから、生物多様性の重要性・必要性について広く普及啓発を行い、多様な主体が相互に連携・協力し、生物多様性の保全や活用に取り組むことによって、自然環境と多様な都市機能の調和を図ることが求められています。

取組の方向

1 生物の生息・生育状況の把握と適切な保護・管理

市内における生物の生息・生育状況の把握に努め、特定外来生物の防除をはじめとする生物の適切な保護・管理や、多様な生物が生息・生育できる環境の保全・創出に関する取組を通じて、地域の特性に応じた生物多様性の保全活動を推進します。

2 生物多様性の浸透

「さがみはら生物多様性ポータルサイト」など、多様な媒体を用いて生物多様性に関する情報発信を充実させるとともに、市民や教育機関、企業などとの連携を図り、あらゆる世代を対象とした環境保全活動への参加を促進することにより、生物多様性の浸透と、担い手の育成支援を推進します。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	モニタリング調査における調査対象生物種数			増加
	モニタリング調査における調査対象生物種数を測ることで、生物の生息・生育状況の把握と適切な保護・管理が図られていることを見る指標(対応する取組の方向 1)			
	「生物多様性」という言葉を知っている市民の割合			増加
	「生物多様性」という言葉を知っている市民の割合を測ることで、生物多様性の浸透が図られていることを見る指標(対応する取組の方向 2)			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール		ターゲット	15.1, 15.4, 15.5, 15.8
		関連する 主なゴール	 

施策40 生活環境の保全

現状と課題

市域における大気汚染や水質汚濁などの環境の状況は、これまでの取組により大きく改善されてきましたが、大気中の光化学オキシダントや湖における富栄養化に係る指標などは、依然として環境基準を達成しておらず、広域的な課題です。

また、中山間地域における土砂等の埋立て行為による生活環境への影響、治水対策を中心とした従来型の河川改修による自然環境への影響なども懸念されています。

このような中、良好な生活環境を維持するためには、環境監視や発生源対策に継続して取り組むとともに、土砂等の埋立て行為への適切な対応が必要です。また、河川の整備に当たっては、自然環境と人との調和がとれた川づくりが求められています。

取組の方向

1 良好な生活環境の維持

大気、水質などの環境監視を継続して実施するとともに、広域的な影響により環境基準を達成していない項目に対しては、改善に向け、近隣自治体との連携を図ります。





また、工場や事業場、土砂等の埋立て場所などに対する規制指導や立入調査の実施により、環境汚染の未然防止や生活環境の保全に努めます。

さらに、自然環境に配慮した川づくりや、公共下水道合流式区域の分流化を進めることにより、河川の水質保全を図ります。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	大気環境基準を達成した地点の割合			維持
	大気環境基準達成状況より、良好な大気環境が保全されているかを見る指標 (対応する取組の方向 1)			
	水質環境基準を達成した地点の割合			維持
	水質環境基準達成状況より、良好な水環境が保全されているかを見る指標 (対応する取組の方向 1)			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 6 安全な水とトイレを世界中に	 11 住み続けられるまちづくりを	 12 つくる責任 つかう責任	ターゲット	6.3, 11.6, 12.4
				関連する 主なゴール	 3 健康と福祉

施策 4 1 公園や身近な自然の適正な管理・利活用と都市緑化の推進

現状と課題

本市は、豊かな自然環境と多様な都市環境を併せ持ち、それらを身近に感じることができる公園や緑地、水辺地を有しています。

一方で、都市化の進展により、全国的に身近な自然やみどりが減少しており、本市においても、利用者ニーズへの適切な対応や心の豊かさを感じることができる空間の形成が求められています。

そのため、身近な生活環境において自然や季節を感じることができる公園や緑地、水辺地の適切な維持管理を進めるとともに、市民の余暇活動の充実や都市空間の形成、防災性の向上を図るための魅力ある公園づくり、水やみどりに親しめる空間を増やす取組が必要です。

取組の方向

1 水やみどりの保全・創出の推進

緑地や河川などの身近な自然を守り育て、水やみどりに親しむことができる豊かで快適な生活環境の創出に努めるとともに、本市の持つ豊かな自然を次の世代に継承するために、多様な主体が水やみどりの保全・創出に関わることができる取組を推進します。





2 魅力ある公園づくりの推進

自然環境やレクリエーション、防災、歴史など、地域ごとの利用者のニーズや特性を生かし、市民の憩いの場となるような魅力的な公園の整備を進めるとともに、施設の安全性や機能・役割の発揮が図られる適切な公園管理を推進します。また、様々な分野の事業主体との連携を強化するなど、更なる公園の利活用を推進します。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	(公財)相模原市まち・みどり公社の実施する都市緑化に関する活動への参加者数 都市緑化に関する活動への参加者数を測ることで、水やみどりの保全・創出の推進が図られていることを見る指標(対応する取組の方向 1)			増加
	公園の満足度 公園の満足度を測ることで、魅力ある公園づくりの推進が図られていることを見る指標(対応する取組の方向 2)			増加

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 	ターゲット	11.7, 15.1, 15.2, 15.4
		関連する 主なゴール	 

目指すまちの姿

多様な主体との連携・協働により持続的に発展するまち

政策 1 6 いきいきとした地域コミュニティをつくります

- 施策 4 2 多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進
- 施策 4 3 区制を生かした魅力あるまちづくりの推進

政策 1 7 持続可能な行財政運営を行います

- 施策 4 4 効率的な行政サービスの提供
- 施策 4 5 市民と行政のコミュニケーションの充実
- 施策 4 6 公共施設マネジメントの取組の推進
- 施策 4 7 戦略的なシティプロモーション

施策 4 2 多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進

現状と課題

少子高齢化の進行などにより、地域活動・市民活動の担い手の確保が困難となっており、そうした活動への参加率は伸び悩んでいます。また、国際化の進展や価値観の多様化により、地域における課題は複雑化しており、市民と行政、市民と市民が、地域の課題を解決するために協働で取り組むことが重要となっています。

こうした中、多様な主体との連携・協働によるまちづくりを実現していくために、協働に対する意識を醸成するとともに、地域活動や市民活動を支援する体制を充実し、様々な分野において活発に活動できるよう、市民の力を最大限に生かせる環境づくりを進めていくことが必要です。

取組の方向

1 協働を知り、学ぶための取組の充実

協働に関する情報発信を充実させるとともに、活動に参加する方法や活動を発展させる方法について学ぶ機会を提供することで、地域活動・市民活動に対する理解を深め、協働に対する意識の醸成を図ります。

2 地域活動や市民活動の促進

公益的な役割を担う自治会をはじめとした地域のまちづくり活動を行う団体や、各分野で専門性の高い活動に取り組むNPO団体などの活動を支援し、地域の活性化や自主的な課題の解決などを図ります。


3 様々な主体同士が連携・協働し、強みを生かすための取組の推進

大学や企業などを含め、地域に関係する様々な主体同士が、それぞれの特性を生かし連携・協働により取り組む活動を推進することで、地域の活性化や課題の解決などを図ります。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	地域の活動への参加率 (地域活動・市民活動に参加している市民の割合)			増加
	地域活動・市民活動への理解が深まり、活動が促進されているのか見る指標 (対応する取組の方向 1.2)			
	市が多様な主体と協働により取り組んでいる事業などの数			増加
	市が協働で取り組んでいる事業数を測ることで、協働に対する意識の醸成と取組の推進が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 1.3)			
	市内のNPO法人数			増加
	NPO法人数を測ることで、地域の活性化や自主的な課題解決に向けた活動が促進されているのか見る指標(対応する取組の方向 1.2.3)			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール		ターゲット	17, 17
		関連する 主なゴール	

施策43 区制を生かした魅力あるまちづくりの推進

現状と課題

人口減少・少子高齢化社会において、地域の課題を地域が主体的に解決し、活力ある地域社会を実現していくためには、各区の資源を生かした魅力的なまちづくりを進め、区や地域への愛着を高めるとともに、区役所、区民、地域活動団体などの連携・協働による、区制を生かしたまちづくりを進めていく必要があります。

取組の方向

1 区の資源を活用した愛着や誇りの醸成

各区における魅力ある自然や歴史、文化、産業などの地域の資源を活用した取組や情報の発信を行うことによって、区民の一体感を育むとともに、区への愛着や誇りなどの意識の醸成を図ります。




2 区民主体の分権型のまちづくりの推進

多様な主体同士が連携・協働して、地域の課題解決に取り組むため、区民会議やまちづくり会議など、区民が主体的にまちづくりに参画する仕組みを充実するとともに、身近な行政機関である区役所やまちづくりセンターが地域のまちづくりにおける拠点として、その機能をより一層発揮することにより、区制を生かした分権型のまちづくりを進めます。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	地域への愛着度 (住んでいる地域に愛着を感じている市民の割合【各区ごと】)			増加
	地域への愛着を測ることで、魅力あるまちづくりが図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1.2)			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 	ターゲット	11.a, 17.17
		関連する 主なゴール	

施策 4 4 効率的な行政サービスの提供

現状と課題

人口減少や少子高齢化の進行が見込まれており、歳入の根幹をなす市税収入の大幅な増加が期待できない中で、公共施設の老朽化への対応や社会保障に係る経費の増大などにより、本市の財政は、引き続き、厳しい状況が見込まれています。

また、市民ニーズが多様化する中で、市民が必要とするサービスを利用しやすい方法で提供することが求められています。

このため、本市が、将来にわたり活力と魅力にあふれる都市として発展し続けるためには、引き続き、行財政改革に取り組むとともに、公民連携や先端技術の一層の活用を図り、効率的で質の高い市民サービスを提供していく必要があります。

取組の方向

1 歳出の見直しと歳入の確保

選択と集中により事業の重点化を図るなど、事務事業の精査などにより、徹底した歳出の見直しに取り組むとともに、一層の歳入の確保や、将来世代の負担を考慮した計画的な市債発行などにより、健全で持続可能な財政運営を行います。

2 効率的な行政サービスの提供と公民連携の推進

市民が必要とするサービスを利用しやすい形で提供できるよう、市民の視点に立った行政サービスの在り方を検討し、利便性の向上と効率化を図ります。

また、行政と民間の適切な役割分担に基づき、最適な行政サービスの担い手について検討するとともに、公民連携の取組を推進し、民間活力の活用による市民へのサービスの向上と効果的で効率的な事業実施を図ります。

3 情報通信技術とデータの積極的な活用

様々な事業で情報通信技術やデータを積極的かつ的確に活用し、市民の視点に立った利便性の高い行政サービスを提供します。

また、情報通信技術を駆使した業務改革などにより、組織全体の業務最適化を進めます。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	収入未済額の削減率 収入未済額の削減率を測ることで、一層の歳入の確保がなされ、持続可能な財政運営が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 1)			減少
	住民票の写しなどをコンビニで交付した件数 コンビニでの証明書の発行件数を測ることで、効率的な行政サービスが図られているかを見る指標(対応する取組の方向 2.3)			増加
	行政サービスの利便性満足度 (必要な行政サービスを、身近で受けることができると感じている市民の割合) 行政サービスの利便性が向上しているかを見る指標(対応する取組の方向 2)			維持
	情報通信技術の活用による事務作業時間の削減率 情報通信技術の活用をすることにより、業務の最適化が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 1.3)			増加

施策とSDGsの関連

対応する ゴール		ターゲット	17.1, 17.3, 17.4
		関連する 主なゴール	    

施策45 市民と行政のコミュニケーションの充実

現状と課題

これまでも広報紙やホームページをはじめ様々な広報媒体で行政の持つ情報を発信をしてきたところですが、人口減少や少子高齢化が進行する中において、市民と行政が課題や目標に対する共通の目標を持つためには、市民が必要とする情報やデータを得られる環境を充実させるとともに、積極的に行政の持つ情報を発信することで市民と行政が情報を共有することが必要です。

また、幅広く市民の声を聴き対話を重ねることで市民ニーズの把握に努めるとともに、様々な手段で寄せられる市民の声を施策に反映するための仕組みを充実させるなど、市民と行政のコミュニケーションを活性化する必要があります。

取組の方向

1 広聴体制の充実

様々な手段や機会を通じて市民の声を幅広く聴取するとともに、市民と行政との対話の機会を広げることで、市民ニーズを的確に捉え、市民満足度の向上につながる施策や行政サービスに反映します。

2 情報発信の充実

広報紙をはじめ、ホームページ、SNS、アプリ、テレビ・ラジオなどの多様な媒体を活用した情報発信体制を充実させ、市民が必要とする情報を迅速かつ効果的に発信するとともに、行政情報のオープンデータ化を進めます。また、積極的な情報公開により、市政の透明性を高めます。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	市政に意見を言える環境が整っていると思う市民の割合			増加
	市の広聴体制の充実が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 1)			
	市から必要な情報提供を得られている市民の割合			増加
	市民のニーズに合った情報を発信できているかを見る指標(対応する取組の方向 2)			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール		ターゲット	16.6, 16.7, 16.10
		関連する 主なゴール	

施策46 公共施設マネジメントの取組の推進

現状と課題

本市では、昭和40年代から50年代を中心に整備した公共施設（公共建築物、土木関連施設）の老朽化が進んでいます。今後、財政状況が一層厳しくなることが見込まれる中で、近い将来、一斉に改修や更新の時期を迎えることから、真に必要なサービス水準を維持しつつ、公共施設の統廃合を含めた施設配置の在り方の検討、公共施設の長寿命化などによる改修・更新費用の削減や平準化、民間活力の導入などにより、公共施設マネジメントの取組を着実に推進していく必要があります。

取組の方向

1 将来を見据えた公共施設の適正配置の推進

持続可能な公共サービスの提供に向け、施設に求められる機能やサービスに着目し、現在の利用実態はもとより、将来を見据えた市民や利用者のニーズを想定した集約化や複合化、再編・再整備を進めることで、施設総量の適正化に取り組みます。

2 公共施設の長寿命化による効果的・効率的な保全

学校、市営住宅などの公共建築物や道路、橋りょう、河川、下水道、公園などの土木関連施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づき、予防保全による効果的・効率的な維持管理を進め、更新、改修などに係る中長期的なコストの縮減と財政負担の平準化を図ります。

3 ストック資産の有効利用

公的不動産の有効活用の視点から、現在有効利用されていない、又は今後施設の集約化により未利用となった土地や建物については、地域や民間に貸付、売却などを行うことで、地域活性化を図るとともに、計画的な施設の改修・更新や新たな行政サービスのための財源確保に努めます。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	公共施設のマネジメント満足度 (市内の公共施設などの維持管理や有効活用が適切にされていると感じている市民の割合) 市内の公共施設などのマネジメントが適切に図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1.2.3)			増加

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	 11 住み続けられるまちづくりを	ターゲット	11.5, 11.7, 11.a, 11.c
		関連する 主なゴール	   9 産業と技術革新の基盤をつくろう 13 気候変動に具体的な対策を 17 パートナーシップで目標を達成しよう

施策47 戦略的なシティプロモーション

現状と課題

人口減少社会を迎えた中、本市においては、20代～30代が転出超過となる傾向が続いています。各自治体では定住・移住を促進するための特色ある施策・事業の実施やPRに取り組むなど、都市間競争が激しくなっており、本市が持続的に発展していくためには、市外住民からの認知度の向上や、市民の愛着・誇りの醸成を念頭においた一層戦略的なシティプロモーションを展開することが必要です。

取組の方向

1 戦略的・効果的なシティプロモーションの展開

ライフスタイルの変化が激しく、人口移動が多い世代である20代～30代に向け、本市の住みやすさなどの魅力を戦略的・効果的に発信し、市の認知度の向上を図るとともに、本市に対する「愛着」や「誇り」を醸成し、居住地として選ばれる都市を目指します。

また、国内外の多くの人や企業に選ばれるよう発信力を強化します。

成果指標

	指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	相模原市の認知度(市外に住む20代～30代)			増加
	ターゲットである市外に住む20代～30代に対して効果的に情報発信ができているかを見る指標(対応する取組の方向1)			
	地域への愛着度 (住んでいる地域に愛着を感じている市民の割合)			増加
	地域への愛着を測ることで、愛着の醸成が図られているかを見る指標(対応する取組の方向1)			

施策とSDGsの関連

対応する ゴール	ターゲット	
	関連する 主なゴール	

第3章 分野横断的に取り組む重点テーマ

1 重点テーマの設定について

基本構想に掲げる「将来像」と「目指すまちの姿」の実現に向け、人口減少、少子高齢化が進行する中においても将来にわたり市民が安全に安心して暮らせる社会を実現するため、分野横断的に取り組む重点テーマを設定し、その解決に特に資する施策を「施策分野別基本計画」の中から位置付けます。

また、施策分野別基本計画の施策の進行管理と併せ、施策を束ねる各重点テーマが市民の日常生活において改善されたと実感できているかを包括的な視点で把握するため、テーマごとに目標を設定し総合的な評価を行うとともに参考指標を設定します。参考指標は、政策や施策の最終的な目的と密接な関係がありますが、社会経済情勢の変化など市の取組以外の要因により大きく影響を受けることから、目標としては設定しませんが定期的に状況を把握するものとして設定するものです。

【重点テーマ】

- (1) 少子化対策 (2) 雇用促進対策 (3) 中山間地域対策

次期基本計画は「第2次相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「第2次総合戦略」という。)」を兼ねるものとし、計画期間は基本計画と整合を図り、8年間とします。

地方創生は人口減少に歯止めをかけ、地域の活力を失わないための息の長い重要な取組であることから、第2次総合戦略は、第1次総合戦略(平成28年2月策定)で定めた4つの基本的視点(安定した雇用の確保、子どもを安心して生み育てられる環境の整備、定住促進、安全で安心な暮らしの確保、首都圏南西部の広域交流拠点都市の形成)を継承し、この重点テーマを基本目標として設定するとともに、各テーマを形づくる施策において必要な取組を実施します。

2 重点テーマ

テーマ1 少子化対策

【現状と課題】

本市の合計特殊出生率は、全国や神奈川県 averages と比べて低く、また、出生・死亡による人口の自然増減数は平成27年から減少に転じており、本市の将来のまちづくりを担う世代の増加を図ることは重要な課題です。

このため、安心して妊娠・出産、子育てができる環境を整備し、切れ目のない支援を行うとともに、教育環境の充実や就労・労働環境、住環境の整備などを行うことで、子どもを生み育てたいと思う市民の想いの実現を目指す必要があります。

【基本的方向】

- ・子どもが健やかに生まれ育つ社会の実現に向け、地域や関係機関等との連携による、安心して妊娠・出産、子育てができる環境づくり、子どもの未来を切り拓く力の育成、一人ひとりの個性が尊重され成長できる環境づくりなどに取り組みます。
- ・妊娠・出産期、子育て期などのライフスタイルの変化によって生活・就労の場が失われることのない社会の実現に向け、暮らしやすい住環境づくりへの支援や、企業等との連携による安定した雇用の確保と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進などに取り組みます。
(テーマ2再掲)

【本テーマの目標】

説明		基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
子どもを生み育てやすい環境が整っていると感じる市民の割合				増加
安心して妊娠・出産、子育てできる環境が整っているかを測る指標				
幼児教育・学校教育が充実していると感じる市民の割合				増加
教育環境が充実しているかを測る指標				

テーマ2 雇用促進対策

【現状と課題】

本市は、大学進学期に当たる世代が大幅な転入超過の傾向にある一方、20代から30代の就職・住宅購入期の世代が転出超過傾向となっており、職・住近接のまちづくりの推進による定住人口の増加を図り、人口の社会減を抑制することは重要な課題です。

このため、工業、農林業、商業、観光など産業全体の活性化により多様で安定した雇用の場の創出・拡大を図るとともに、就労・労働環境、住環境の整備などを進めることで、20代から30代の定住を促進し転出入の均衡を目指すとともに、誰もが活躍できる環境をつくる必要があります。

【基本的方向】

- ・ AI、ロボットなどの先端技術の活用による様々な産業分野の成長促進と新産業の創出により、新たな雇用の場の創出や転出超過世代の定住促進・就労支援など、多様で安定した雇用の確保などを図ります。
- ・ 地域の強みを生かした雇用の場の拡大に向け、リニア中央新幹線や圏央道インターチェンジへのアクセス道路など広域交通ネットワークの形成を図るとともに、多様な機能が集積する広域的な拠点や地域特性を踏まえた拠点の形成などを進めます。
- ・ 妊娠・出産期、子育て期などのライフスタイルの変化によって生活・就労の場が失われることのない社会の実現に向け、暮らしやすい住環境づくりへの支援や、企業等との連携による安定した雇用の確保と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進などに取り組みます。
(テーマ1再掲)

【本テーマの目標】

説明		基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	働く場が市内に充実していると感じる市民の割合			増加
雇用の場が市内に充実しているかを測る指標				
	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が取れていると感じる市民の割合			増加
生きがいやゆとりを感じながら生活できているかを測る指標				

テーマ3 中山間地域対策

【現状と課題】

中山間地域を含む津久井地域は、他の地域に先行して人口が減少しており、また、年少・生産年齢人口の割合が低い一方、高齢者人口の割合が高く、地域の活力を維持するためにも、地域の実情に応じた暮らしの維持、協働の地域づくり、地域資源を生かした観光振興などに取り組み、人口の自然・社会減の抑制と交流・関係人口の増加を図ることは重要な課題です。

このため、移住・定住促進、市民生活の安全・安心の確保、地域づくりの担い手の確保、観光振興などにより、地域の活性化や地域コミュニティの維持を図りながら、社会情勢などの変化に適応した集約連携型のまちづくりを長期的な視点を持って進めることで、将来にわたり安心して暮らせる環境をつくる必要があります。

【基本的方向】

- ・自然災害などから市民の生命と財産を守り、市民生活の安全性を高めるため、道路等の土砂災害の未然防止や野生鳥獣の適正な管理を進めるとともに、人口減少下においても暮らしの利便性を維持していくため、医療体制の充実・確保、買物弱者支援、公共交通の維持確保、適切な土地利用の誘導などを図ります。
- ・地域のにぎわいの創出や多様な人との交流を進めることで、移住・定住の促進を図るとともに、交流・関係人口の創出・拡大に向け、広域交通ネットワークを生かし、津久井地域が持つ豊富な自然や歴史、文化などを活用した観光振興やシティプロモーションを展開します。
- ・多様な主体との連携・協働による地域づくりを進めるため、移住・定住者や若い世代など新たな担い手の掘り起こしと育成に取り組みます。

【本テーマの目標】

説明	基準値 (令和1年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
必要な時に必要なサービスが受けられると感じている市民の割合(津久井地域)			増加
医療・交通・買物など日常生活サービスに不便を感じていないかを測る指標			
地域の事は地域できていると思う市民の割合(津久井地域)			増加
清掃、子どもや高齢者の見守り、祭事などの地域活動が、地域の中で連携・協働により取り組んでいるかを測る指標			

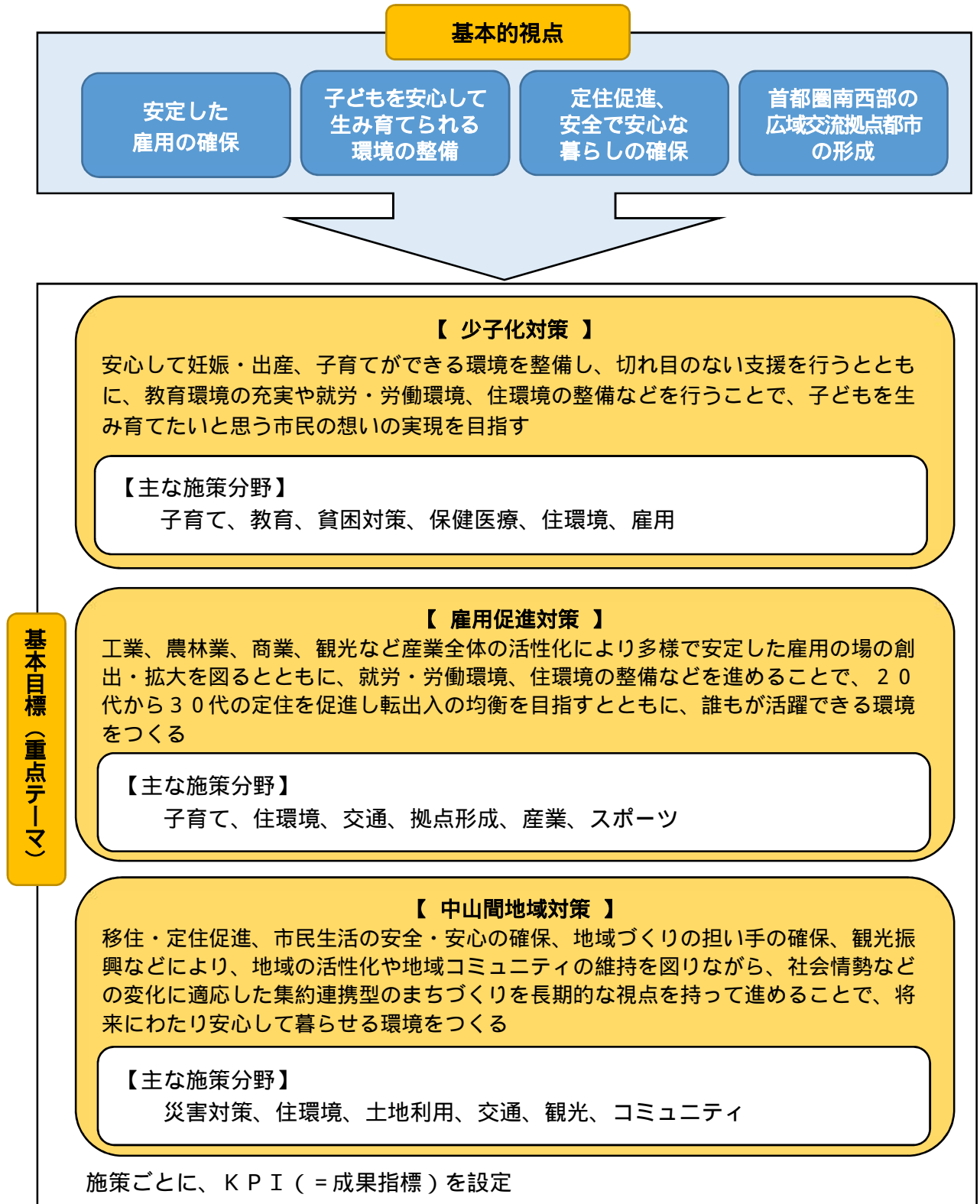
3 参考指標

	指標名	基準値(平成30年)
	説明	指標の出典
	合計特殊出生率	1.24
	一人の女性が一生に生む子どもの数を観察する指標	人口動態統計
	有効求人倍率	1.11倍
	求職者1人当たり何件の求人があるかを観察する指標	相模原公共職業安定所一般職業紹介状況
	法人市民税の申告者数	〇〇者
	市内法人の活性化が図られているかを観察する指標	市独自調査
	転出者に対する転入者の割合 (就職・住宅購入世代(20代から30代))	〇.〇〇%
	人口の社会減が抑制できているかを観察する指標	市独自調査
	転出者に対する転入者の割合(津久井地域)	〇.〇〇%
	人口の社会減が抑制できているかを観察する指標	市独自調査
	入込観光客数(津久井地域(イベントを除く))	〇〇万人
	中山間地域の交流人口を観察する指標	神奈川県 入込観光客数調査

4 重点テーマを形づくる施策

施策分野別基本計画		分野横断的に取り組む重点テーマ		
	施策名	少子化	雇用促進	中山間地域
1	子どもを生き育てやすい環境の整備	○	○	
2	子ども・若者の育成支援	○	○	
3	幼児教育・学校教育の推進	○		
4	家庭や地域における教育力の向上	○		
5	生涯学習・社会教育の振興			
6	地域福祉の推進			
7	生活に困窮する人の自立支援	○	○	
8	地域包括ケアシステムの充実と高齢者の社会参加に向けた取組の推進		○	○
9	障害のある人の地域生活の支援と社会参加に向けた取組の推進	○	○	
10	健康づくりの推進	○		
11	医療体制の充実	○		○
12	多文化共生の推進と世界平和の尊重			
13	人権の尊重と男女共同参画の推進	○		
14	災害対策の推進			○
15	消防力の強化			
16	保健衛生体制の充実			
17	防犯や交通安全・消費者保護対策の推進			
18	暮らしやすい住環境の形成	○	○	○
19	魅力的な都市景観の形成			
20	都市機能の維持・充実と計画的な土地利用の推進			○
21	広域交通ネットワークの形成		○	
22	安心して移動できる地域交通の形成		○	○
23	首都圏南西部における広域交流拠点の形成		○	
24	市街地整備の推進と拠点の形成・活性化		○	○
25	国際的なビジネス拠点の形成と新たな社会経済の仕組みの構築		○	
26	誰もが働きやすい環境の整備	○	○	
27	商業の振興	○	○	○
28	観光交流都市の形成		○	○
29	持続可能な力強い農業の確立		○	○
30	基地の早期返還の実現			
31	スポーツの推進とスポーツを通じた活力あふれるまちづくりの実現		○	
32	文化の振興と文化を通じた活力の創出		○	
33	温室効果ガスの削減と気候変動への適応			
34	環境を守る体制の充実			
35	循環型社会の形成			
36	廃棄物の適正処理の推進			
37	水源環境と森林環境の保全・再生・活用			○
38	野生鳥獣の適正な管理			○
39	生物多様性の保全と活用			
40	生活環境の保全			
41	公園や身近な自然の適正な管理・利活用と都市緑化の推進			
42	多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進			○
43	区制を生かした魅力あるまちづくりの推進			○
44	効率的な行政サービスの提供			
45	市民と行政のコミュニケーションの充実			
46	公共施設マネジメントの取組の推進			
47	戦略的なシティプロモーション	○	○	○

5 第2次総合戦略の体系



基本目標(重点テーマ)

KPI (重要業績評価指標)

Key Performance Indicator の略称であり、総合戦略における「施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標」(内閣府「地方版総合戦略策定のための手引き」より)を意味します。